

# 久慈川水系河川整備計画

【大臣管理区間】

(変更)

(案)

令和2年7月

国土交通省 関東地方整備局

## 久慈川水系河川整備計画の経緯

平成30年8月 久慈川水系河川整備計画【大臣管理区間】 策定

令和2年〇月 久慈川水系河川整備計画【大臣管理区間】 変更

## 目次

|   |    |
|---|----|
| 1. 久慈川の概要   | 1  |
| 1.1 久慈川の流域及び河川の概要                                     | 1  |
| 1.2 治水の沿革   | 5  |
| 1.3 利水の沿革   | 10 |
| 1.4 河川環境の沿革   | 12 |
| 2. 河川整備の現状と課題   | 14 |
| 2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題                 | 14 |
| 2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題                    | 17 |
| 2.3 河川環境の整備と保全に関する現状と課題                               | 18 |
| 2.4 河川維持管理の現状と課題                                      | 20 |
| 2.5 新たな課題   | 22 |
| 2.5.1 近年の豪雨災害で明らかとなった全国的な課題                           | 22 |
| 2.5.2 気候変動の影響による課題                                    | 23 |
| 3. 河川整備計画の対象区間及び期間                                    | 24 |
| 3.1 計画対象区間  | 24 |
| 3.2 計画対象期間  | 24 |
| 4. 河川整備計画の目標に関する事項                                    | 25 |
| 4.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標                    | 26 |
| 4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標                       | 27 |
| 4.3 河川環境の整備と保全に関する目標                                  | 27 |
| 5. 河川整備の実施に関する事項                                      | 29 |
| 5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 | 29 |
| 5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項                  | 30 |
| 5.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項                     | 35 |
| 5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項                                | 35 |

|  |    |
|--|----|
| 5. 2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所                | 36 |
| 5. 2. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 | 37 |
| 5. 2. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項    | 47 |
| 5. 2. 3 河川環境の整備と保全に関する事項               | 47 |
| 6. その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項            | 50 |
| 6. 1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理               | 50 |
| 6. 2 既存ダムの洪水調節機能強化の推進                  | 50 |
| 6. 3 流域全体で取組む対策                        | 50 |
| 6. 4 地域住民、関係機関との連携・協働                  | 50 |
| 6. 5 治水技術の伝承の取組                        | 51 |

附図 1 計画諸元表

附図 2 堤防断面形状図

附図 3 洪水対策等に関する施行の場所

## 1 1. 久慈川の概要

### 2 1.1 久慈川の流域及び河川の概要

3 久慈川は、その源を福島県・茨城県・栃木県の境界に位置する八溝山(標高 1,022m)  
4 に発し、福島県の山間部を北東に流れた後、南流し、八溝山地と阿武隈山地との間の  
5 谷底平野を流れて茨城県に入り、山間狭窄部の奥久慈渓谷を経て、沖積平地を下り、  
6 山田川、里川等を合わせ太平洋に注ぐ幹川流路延長 124km、流域面積 1,490km<sup>2</sup>の一級  
7 河川である。

8 久慈川流域は、南北に長く、福島県・茨城県・栃木県の3県の5市5町2村にまた  
9 がり、日立市、常陸太田市などの下流域に人口集中がみられる。流域内人口は約19万  
10 人、流域の土地利用は、山地等が約88%、水田・畑等の農地が約11%、宅地等の市  
11 街地が約1%となっている。

12 久慈川流域には、JR常磐線、JR水郡線の鉄道網、常磐自動車道や国道6号等  
13 の主要国道が整備され、地域の基幹をなす交通の要衝となっている。

14

15 表 1-1 久慈川流域の概要

| 項目     | 諸元                      | 備考                               |
|--------|-------------------------|----------------------------------|
| 幹川流路延長 | 124km ※1                | 全国35位                            |
| 流域面積   | 1,490km <sup>2</sup> ※2 | 全国45位                            |
| 流域市町村  | 5市5町2村 ※3               | 福島県：4町1村<br>茨城県：4市1町1村<br>栃木県：1市 |
| 流域内人口  | 約19万人<br>(調査基準年：平成22年度) |                                  |
| 河川数    | 53 ※1                   |                                  |

16 17 ※1 出典：国土交通省水管理・国土保全局 統計調査結果「水系別・指定年度別・地  
18 方整備局等別一級河川の河川延長等調」

19 20 ※2 出典：国土交通省水管理・国土保全局 統計調査結果「一級水系における  
流域等の面積、総人口、一般資産額等について（流域）」

21 22 ※3：第10回河川現況調査結果をもとに、平成29年3月までの市町村合併を反映

表 1-2 久慈川流域の土地利用

| 項目       | 久慈川流域                |       | 備考        |
|----------|----------------------|-------|-----------|
|          | 面積(km <sup>2</sup> ) | 割合(%) |           |
| ① 山地等    | 1,318                | 88    | ①=④-(②+③) |
| ② 農地     | 166                  | 11    | 耕地面積合計    |
| ③ 宅地等市街地 | 6                    | 1     | 人口集中地区    |
| ④ 総面積    | 1,490                | 100   | 流域面積      |

出典：第10回河川現況調査（調査基準年：平成22年）

4 久慈川は、源流から矢祭橋までの上流部において、八溝山地と阿武隈山地に挟まれ  
 5 た源流渓谷と谷底平野の中央部を流下する。矢祭橋から岩井橋までの中流部において、  
 6 八溝山地と阿武隈山地に挟まれた山間渓谷地形をなし、山間狭窄部を蛇行しながら流  
 7 下する。岩井橋から河口までの下流部<sup>※1</sup>において、那珂台地と阿武隈山地に挟まれた  
 8 丘陵地の間に形成される沖積平野を緩やかに流れ太平洋に注ぐ。

9 河床勾配は、上流部では約1/20～1/200、中流部では約1/40～1/900および下流部  
 10 では約1/700～1/2,000である。

11 久慈川流域の地質は、多彩な地質で構成されている。久慈川本川より東側において  
 12 は、先カンブリア時代の堆積層が火山活動によって変成作用をうけた古生代の変成岩  
 13 類、中生代に貫入した花崗岩類および日立鉱山として採掘が行われた日立古生層によ  
 14 り構成され、久慈川本川より西側の八溝山周辺においては、砂岩、頁岩、凝灰岩、チ  
 15 ャートなど古生代末期～中生代に海に堆積した泥や砂が固結した地層により構成さ  
 16 れている。

17 久慈川流域には、新第三紀の断層活動によって太平洋から日本海まで直線的に伸び  
 18 る破碎帯が形成された。これは棚倉破碎帯と呼ばれており、里川、山田川等は、この  
 19 断層に沿って直線的に流れている。

20 久慈川流域の気候は、山地部においては、寒暖の差が大きい内陸性気候を示し、大子  
 21 の年平均気温は12℃程度<sup>※2</sup>となっている。平野部においては、夏季は高温多湿、冬季  
 22 は乾燥する太平洋側気候を示し、日立の年平均気温は14℃程度<sup>※2</sup>となっている。降  
 23 水量は梅雨期から台風期にかけて多く、流域の年平均降水量は約1,400mm<sup>※3</sup>となっ  
 24 いる。久慈川流域の自然環境は、奥久慈県立自然公園（福島県・茨城県）等、5つの  
 25 県立自然公園が指定されており、豊かな自然環境に恵まれているとともに、袋田の滝

※1 久慈川の下流部のうち、辰ノ口堰から河口までが大臣管理区間となっている。

※2 気象庁の昭和54年～平成30年観測値

※3 国土交通省・気象庁の平成19年～平成30年観測値

1 や奥久慈渓谷などの観光資源に恵まれ、数多くの観光客を集めている。

2 上流部のうち、源流部から棚倉大橋までの区間は、暖温帯と冷温帯の接点にあたり、  
3 カシ類等の温暖帶性林とブナ等の冷温帶性林が分布する等、多様な植生が見られ、ま  
4 た、瀬と淵が連続する渓流には、イワナやヤマメ等の生息・産卵場となっている。

5 棚倉大橋から矢祭橋までの区間は、八溝山地と阿武隈山地に挟まれた谷底平野を流  
6 れ、連続した瀬と淵が形成され、アユ・サケ等の生息・産卵場となっている。

7 中流部は、八溝山地と阿武隈山地に挟まれた崖地の間を蛇行して流れ、連続した瀬  
8 と淵が形成され、アユ・サケ等の生息・産卵場となっている。また、砂礫河原が形成  
9 されている区間や、河床が露岩形状を呈している区間も見られる。崖地にはヤマセミ  
10 等が生息している。

11 大子町付近では、冬場の滝の凍結や久慈川の流水が凍ってシャーベット状で流れる  
12 「シガ」と呼ばれる珍しい自然現象が見られる。

13 下流部のうち、岩井橋からJR常磐線久慈川橋梁までの区間は、連続した瀬と淵が  
14 形成されアユ・サケ等の生息・産卵場となっており、砂礫河原にはイカルチドリ等が  
15 生息・繁殖しているほか、高水敷のオギ・ヨシ群落にはカヤネズミ等が生息・繁殖し  
16 ている。また、水際には水害防備林としての竹林が見られる。

17 粟原周辺の旧川跡地には、段丘上の斜面林が近接し、高水敷にはオギ・ヨシ群落が  
18 分布し、タコノアシ等の湿性植物が生育している。また、<sup>さかきばし</sup>榎橋付近において水際の  
19 河畔林にサギ類のコロニーが見られる。

20 JR常磐線久慈川橋梁から河口までの区間は汽水域となっており、カモメ類・カモ  
21 類等の越冬場や、ボラ・ハゼ類等の生息場となっている。

22 久慈川流域は、大部分は山地であるが、下流部は肥沃な平野をなし農産物の生産が  
23 多く、下流部には古くから商業の中心地として栄えた常陸太田市、北関東屈指の工業  
24 地帯と国際貿易港を有する日立市や日本で初めて原子力発電所が建設された東海村  
25 が位置している。このため、常陸太田市、日立市などの下流域に人口集中がみられる。

26 久慈川流域に含まれる、福島県・茨城県・栃木県内の市町村の人口の推移を表1-3  
27 に示す。

1 表 1-3 久慈川流域に含まれる市町村の人口の変化（昭和 35 年～平成 27 年）

(単位：千人)

|       |        | 福島県 | 茨城県 | 栃木県 | 合計  |
|-------|--------|-----|-----|-----|-----|
| 昭和35年 | (1960) | 62  | 363 | 22  | 448 |
| 昭和40年 | (1965) | 58  | 373 | 20  | 452 |
| 昭和45年 | (1970) | 54  | 380 | 18  | 452 |
| 昭和50年 | (1975) | 50  | 394 | 19  | 463 |
| 昭和55年 | (1980) | 49  | 402 | 19  | 469 |
| 昭和60年 | (1985) | 50  | 406 | 18  | 474 |
| 平成2年  | (1990) | 49  | 406 | 18  | 473 |
| 平成7年  | (1995) | 48  | 408 | 18  | 474 |
| 平成12年 | (2000) | 47  | 404 | 17  | 468 |
| 平成17年 | (2005) | 45  | 393 | 17  | 454 |
| 平成22年 | (2010) | 42  | 380 | 15  | 437 |
| 平成27年 | (2015) | 40  | 359 | 13  | 412 |

2 四捨五入の関係で、合計と一致しない場合がある。

3 国勢調査（総務省統計局）

4 久慈川流域に係る福島県・茨城県・栃木県の産業別就業者数の推移を見ると、昭和  
 5 25 年から平成 27 年にかけては、第 1 次産業は減少し、第 2 次産業は、平成 7 年まで  
 6 は増加していたものの、それ以降は減少してきている。また、第 3 次産業は、平成 17  
 7 年までは増加していたものの、平成 22 年以降は減少している。

8

9 表 1-4 産業別就業者数の推移（福島県・茨城県・栃木県）

(単位：千人)

|        | 第 1 次産業 | 第 2 次産業 | 第 3 次産業 | 分類不能の産業 | 合計  |       |
|--------|---------|---------|---------|---------|-----|-------|
| 昭和25年  | (1950)  | 1,633   | 378     | 530     | 2   | 2,543 |
| 昭和30年  | (1955)  | 1,515   | 401     | 673     | 0   | 2,589 |
| 昭和35年  | (1960)  | 1,373   | 521     | 766     | 0   | 2,660 |
| 昭和40年  | (1965)  | 1,148   | 642     | 892     | 1   | 2,683 |
| 昭和45年  | (1970)  | 1,005   | 862     | 1,066   | 1   | 2,934 |
| 昭和50年  | (1975)  | 767     | 955     | 1,239   | 7   | 2,968 |
| 昭和55年  | (1980)  | 639     | 1,077   | 1,445   | 2   | 3,164 |
| 昭和60年  | (1985)  | 543     | 1,186   | 1,577   | 3   | 3,310 |
| 平成 2 年 | (1990)  | 425     | 1,310   | 1,759   | 6   | 3,501 |
| 平成 7 年 | (1995)  | 347     | 1,315   | 1,972   | 9   | 3,644 |
| 平成12年  | (2000)  | 299     | 1,247   | 2,035   | 25  | 3,607 |
| 平成17年  | (2005)  | 270     | 1,085   | 2,093   | 41  | 3,489 |
| 平成22年  | (2010)  | 209     | 974     | 2,006   | 142 | 3,332 |
| 平成27年  | (2015)  | 192     | 967     | 1,999   | 129 | 3,287 |

10 四捨五入の関係で、合計と一致しない場合がある。

国勢調査（総務省統計局）

1 今後、少子高齢化は急速に進み、社会・経済構造に大きく影響を与えることが予測  
2 される。また、グローバル化の進展、情報通信技術（ＩＣＴ）の発達が、従来の社会・  
3 経済構造を変貌させるとともに、将来の気候変動による影響への対応等も求められる  
4 中で、人々の生活スタイルも大きく変わっていくことになると考えられる。

5

## 6 1.2 治水の沿革

7 久慈川は記録に残っているだけでも江戸時代から数多くの水害が起こっている。  
8 明治 23 年 8 月の洪水で甚大な被害を受け、そのおそろしさを後世に知らしめるため  
9 建立された「可恐碑」<sup>おそるべしのひ</sup>が茨城県大子町に残されている。

10 久慈川の治水事業は、大正 9 年 10 月洪水等、度重なる洪水において甚大な被害を  
11 受けたことを契機に、昭和 13 年、直轄河川改修事業に着手したことにはじまる。

12 昭和 13 年 6 、 7 月洪水、昭和 16 年 7 月洪水、昭和 22 年 9 月洪水で大きな被害を  
13 受け、昭和 13 年より里川合流部の河道掘削等・築堤工事に着手し、昭和 27 年には  
14 里川合流点を 1 km 下流に付替えた。昭和 29 年からは大きく湾曲していた栗原・門  
15 部地先において捷水路工事に着手した。

16 昭和 41 年には、一級水系の指定に伴い、基準地点山方<sup>やまがた</sup>における基本高水のピーク  
17 流量を  $3,400\text{m}^3/\text{s}$  とする工事実施基本計画が策定された。

18 昭和 44 年からは、河口砂州の発達により直角に 1.6km 北上していた河口部の河道  
19 を、直接太平洋に注ぐよう付替える河口部付替工事等の治水対策を実施した。

20 昭和 49 年には、出水の状況および流域の開発状況に鑑み工事実施基本計画の改定  
21 を行った。この改定では、基準地点山方における基本高水のピーク流量を  $4,000\text{m}^3/\text{s}$   
22 とし、このうち上流ダム群により  $600\text{m}^3/\text{s}$  を調節して計画高水流量を  $3,400\text{m}^3/\text{s}$  とし  
23 た。

24 昭和 61 年 8 月洪水で大きな被害を受け、門部地先や花房地先<sup>はなぶさ</sup>等において堤防整備  
25 等の治水対策を実施した。

26 平成 20 年に策定した久慈川水系河川整備基本方針（以下「河川整備基本方針」と  
27 いう。）において、基準地点山方における基本高水のピーク流量については  
28  $4,000\text{m}^3/\text{s}$  とし、計画高水流量は基本高水のピーク流量と同量の  $4,000\text{m}^3/\text{s}$  を河道へ  
29 配分するとし、河口地点において  $6,000\text{m}^3/\text{s}$  とした。

30 平成 30 年に策定した久慈川水系河川整備計画【大臣管理区間】において、目標流  
31 量を基準地点山方において、昭和 61 年 8 月洪水と同規模の  $3,000\text{m}^3/\text{s}$  とし、洪水に  
32 よる災害の発生の防止又は軽減を図ることとした。

1 令和2年1月には、令和元年東日本台風による災害を踏まえ、「久慈川・那珂川  
2 流域における減災対策協議会」の派生部会である「久慈川流域における減災対策部  
3 会」により、「久慈川緊急治水対策プロジェクト」を取りまとめた。本とりまとめ  
4 では、これまでの施設整備による治水対策を加速化すると同時に、地域及び各関係  
5 機関等が連携した遊水・貯留機能の確保・向上や、浸水が見込まれる区域における  
6 土地利用・住まい方などを組み合わせる「多重防御治水の推進」及び「減災に向け  
7 た更なる取組の推進」を実施していくことで、逃げ遅れゼロ、社会経済被害の最小  
8 化を目指すこととした。

9 具体的には、久慈川流域における関係機関が連携し、「河道の流下能力の向  
10 上」、「遊水・貯留機能の確保・向上」、「土地利用・住まい方の工夫」を組み合  
11 わせた対策を実施することとし、河道掘削・樹木伐採、堤防整備の河道対策に加  
12 え、霞堤の整備、現存する霞堤の保全・有効活用、既存ダムの洪水調節機能の強化  
13 等を実施するとともに、浸水が想定される区域の土地利用制限、家屋移転、住宅の  
14 嵩上げ、避難場所等に活用する高台整備の検討を進めていく方針を示した。

15 また、減災に向けて、重要度に応じた情報の伝達方法の選択及び防災情報の共有  
16 化、関係機関が連携した水害に対する事前準備のための取組を推進していくことと  
17 した。

18 さらに、久慈川では、治水、利水及び流域の自然環境、社会環境との調和を図り  
19 ながら、河川空間における自然環境の保全と秩序ある利用が求められている。ま  
20 た、令和元年7月に「グリーンインフラ推進戦略」において、気候変動への対応と  
21 して一定程度の機能の発揮が想定されるグリーンインフラを既存インフラと相補的  
22 に活用する等、グリーンインフラの活用すべき場面及び方策の方向性がとりまとめ  
23 られた。これらのことから、本プロジェクトにおいては、グリーンインフラとして  
24 の多重防御治水の実現と環境・地域振興の実現の両立を目指すこととし、エコロジ  
25 カル・ネットワークの形成や地域振興の実現に努めることとした。

26 令和2年5月には、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約  
27 等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に活用できるよう  
28 定めた「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき、一級河川久  
29 慈川水系において、河川管理者である国土交通省並びにダム管理者及び関係利水者  
30 は、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、久慈川水系治水協定を締結  
31 し、既存ダムの洪水調節機能強化を推進することとした。

32 久慈川流域における過去の主な洪水は、以下のとおりである。

1 なお、洪水時には被害の防止や軽減のため、各地で水防団等により水防活動が実  
2 施された。

3

4 **(1) 大正 9 年 10 月 洪水（台風）**

5 大正 9 年 10 月 洪水は台風によるものであり、基準地点山方の上流域の 2 日雨量  
6 で 184mm を記録した。この豪雨により、久慈郡全体（現：大子町、常陸太田市、  
7 日立市の一一部、常陸大宮市の一一部）で被害が発生し、床上浸水 2,802 戸、床下浸  
8 水 1,084 戸の被害がもたらされた。

9

10 **(2) 昭和 13 年 6、7 月 洪水（台風）**

11 昭和 13 年 6、7 月 洪水は台風によるものであり、基準地点山方の上流域の 2 日  
12 雨量で 238mm を記録した。この豪雨により、浸水戸数 450 戸、全半壊家屋 12 戸の  
13 被害がもたらされた。水位は 6 月 29 日に幸久村地先（現：常陸太田市）で 7m 余  
14 に及び 7 月 1 日に郡戸村小島地先鞠子（現：常陸太田市）で堤防が決壊し、河合  
15 地先（現：常陸太田市）で家屋が浸水した。

16

17 **(3) 昭和 16 年 7 月 洪水（台風第 8 号）**

18 昭和 16 年 7 月 洪水は台風第 8 号によるものであり、基準地点山方の上流域の 2  
19 日雨量で 220mm を記録した。この豪雨により、幸久村地先低地家屋が 12 時間浸水  
20 した。

21

22 **(4) 昭和 22 年 9 月 洪水（カスリーン台風）**

23 昭和 22 年 9 月 洪水はカスリーン台風によるものであり、基準地点山方の上流域  
24 の 2 日雨量で 149mm を記録した。この豪雨により、榎橋の水位が昭和 13 年 6、7  
25 月 洪水に次ぐ記録となり、里川の里野宮堰さとのみやせきの流失や、日立電鉄が 4 日間不通にな  
26 るなどの甚大な被害が発生した。

27

28 **(5) 昭和 36 年 6 月 洪水（前線豪雨）**

29 昭和 36 年 6 月 洪水は前線豪雨によるものであり、基準地点山方の上流域の 2 日  
30 雨量で 173mm を記録した。この豪雨により、浸水戸数 341 戸の被害がもたらされ  
31 た。

1           **(6) 昭和 57 年 9 月洪水（台風第 18 号）**

2           昭和 57 年 9 月洪水は台風第 18 号によるものであり、基準地点山方の上流域の  
3           2 日雨量で 108mm を記録した。この豪雨により、床上浸水 3 戸、床下浸水 44 戸の  
4           被害がもたらされた。

5           **(7) 昭和 61 年 8 月洪水（台風第 10 号）**

6           昭和 61 年 8 月洪水は台風第 10 号によるものであり、基準地点山方の上流域の  
7           2 日雨量で 214mm を記録した。関東地方では短時間に雨が集中し、久慈川流域の  
8           各観測所では当時の既往最大の日雨量を記録した。短時間の降雨により久慈川の  
9           警戒水位を大きく超え、沿川では至る所で浸水し、浸水面積は約 1,300ha、床上浸  
10          水 290 戸、床下浸水 465 戸に及ぶ大災害となった。

11          **(8) 平成 3 年 9 月洪水（台風第 18 号）**

12          平成 3 年 9 月洪水は台風第 18 号によるものであり、基準地点山方の上流域の 2  
13          日雨量で 175mm を記録した。この豪雨により、床上浸水 185 戸、床下浸水 228  
14          戸、家屋全半壊 1 戸の被害がもたらされた。

15          **(9) 平成 11 年 7 月洪水（停滞前線）**

16          平成 11 年 7 月洪水は停滞前線によるものであり、基準地点山方の上流域の 2 日  
17          雨量で 184mm を記録した。この豪雨により、富岡橋、榎橋、常井橋ときいばしで警戒水位を  
18          超え、無堤区間からの浸水により床上浸水 19 戸、床下浸水 27 戸の被害がもたら  
19          された。

20          **(10) 平成 23 年 9 月洪水（台風第 15 号）**

21          平成 23 年 9 月洪水は台風第 15 号によるものであり、基準地点山方の上流域の  
22          2 日雨量で 217mm を記録した。この豪雨により、富岡橋と榎橋では氾濫危険水位  
23          を超える水位を記録し、床上浸水 41 戸、床下浸水 58 戸の被害がもたらされた。

24          **(11) 令和元年 10 月洪水（令和元年東日本台風）**

25          令和元年 10 月洪水は台風第 19 号（令和元年東日本台風）によるものであり、  
26          基準地点山方の上流域の 2 日雨量で昭和 61 年 8 月洪水を上回り、戦後最大となる  
27          255mm を記録した。この豪雨により、富岡と榎橋では氾濫危険水位を超える水位を

1 記録し、大臣管理区間では久慈川の堤防が3箇所で決壊したほか、家屋一部損壊  
2 330棟、家屋半壊917棟、家屋全壊78棟の被害がもたらされた。

3

4 **表1-5 久慈川流域における主な洪水（被害）状況**

| 洪水発生年     | 原因      | 被害状況                      |              |             |
|-----------|---------|---------------------------|--------------|-------------|
| 大正9年10月   | 台風      | 床上浸水<br>全半壊               | 2,802戸<br>不明 | 床下浸水 1,084戸 |
| 昭和13年6,7月 | 台風      | 浸水戸数<br>全半壊               | 450戸<br>12戸  |             |
| 昭和16年7月   | 台風第8号   | 浸水戸数<br>幸久村地先低地家屋12時間床上浸水 | 不明           |             |
| 昭和22年9月   | カスリーン台風 | 浸水戸数                      | 不明           |             |
| 昭和36年6月   | 前線豪雨    | 浸水戸数                      | 341戸         |             |
| 昭和57年9月   | 台風第18号  | 床上浸水                      | 3戸           | 床下浸水 44戸    |
| 昭和61年8月   | 台風第10号  | 床上浸水                      | 290戸         | 床下浸水 465戸   |
| 平成3年9月    | 台風第18号  | 床上浸水<br>全半壊               | 185戸<br>1戸   | 床下浸水 228戸   |
| 平成11年7月   | 停滞前線    | 床上浸水                      | 19戸          | 床下浸水 27戸    |
| 平成23年9月   | 台風第15号  | 床上浸水                      | 41戸          | 床下浸水 58戸    |
| 令和元年10月   | 東日本台風   | 一部損壊<br>全壊                | 330棟<br>78棟  | 半壊 917棟     |

5

6 ※昭和22年洪水までは「久慈川災害沿革考」、昭和36年～平成11年洪水は「水害統計（建設省河  
7 川局）」、平成23年洪水は「水害統計（国土交通省河川局）」、令和元年10月洪水は茨城県公  
8 表資料（令和2年4月1日現在）をもとに作成。

### 1.3 利水の沿革

久慈川水系では、江戸時代初期に辰ノ口堰や岩崎堰等の建設が行われるなど、古くから農業用水の取水のための開発が進められていた。都市用水としては、昭和 15 年から工業用水の取水が下流部で開始され、昭和 23 年には日立市水道の取水が開始された。

久慈川の農業用水は、約 6,000ha に及ぶ農地に対して供給されている。また、久慈川の水道用水は、常陸大宮市、常陸太田市、那珂市、日立市等へ供給され、工業用水は、日立市や東海村等に所在する企業等 7 団体へ供給されている。さらに、発電用水は明治 41 年に完成した中里発電所をはじめ 7 箇所の発電所に供給され、総最大出力約 4,790kW の発電を行っている。

久慈川水系における流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、平成 20 年に策定した河川整備基本方針において、利水の現況、動植物の生息又は生育等を考慮し、基準地点山方においては 5 月 1 日から 9 月 10 日までは概ね  $10\text{m}^3/\text{s}$ 、9 月 11 日から 4 月 30 日までは概ね  $3\text{m}^3/\text{s}$  とした。

久慈川水系では、たびたび渇水を経験してきた。渇水時には、久慈川渇水調整協議会等における連絡調整等を踏まえ、関係利水者間の水利使用の調整が行われてきた。

久慈川における渇水による取水障害は、河川流量低下に伴う塩分遡上によるもので、渇水が発生した際は、潮見運転や関係利水者による土堰堤の設置等の対策が講じられている。

久慈川における渇水は、昭和 62 年～令和元年の間に 16 回発生している。

表 1-6 久慈川における近年の渇水の概況

| 年     | 対策期間  |        | 対策状況  |             |
|-------|-------|--------|-------|-------------|
|       | 始     | 終      | 対象取水  | 対策          |
| 昭和62年 | 5月1日  | 5月2日   | 日立市水道 | 潮見運転        |
|       | 5月2日  | 5月13日  | 日立市水道 | 防潮フェンス      |
| 平成5年  | 4月27日 | 4月28日  | 日立市水道 | 潮見運転        |
|       | 4月29日 | 5月13日  | 日立市水道 | 防潮フェンス      |
| 平成6年  | 4月28日 | 4月28日  | 日立市水道 | 防潮フェンス・潮見運転 |
|       | 4月29日 | 5月19日  | 日立市水道 | 防潮フェンス      |
| 平成8年  | 4月27日 | 4月28日  | 日立市水道 | 防潮フェンス      |
|       | 4月29日 | 4月29日  | 日立市水道 | 防潮フェンス・潮見運転 |
|       | 4月30日 | 5月17日  | 日立市水道 | 防潮フェンス      |
|       | 6月3日  | 6月4日   | 日立市水道 | 潮見運転        |
|       | 6月4日  | 6月19日  | 日立市水道 | 防潮フェンス      |
|       | 8月16日 | 9月3日   | 日立市水道 | 防潮フェンス      |
| 平成13年 | 4月26日 | 5月28日  | 日立市水道 | 土堰堤         |
|       | 7月12日 | 7月12日  | 日立市水道 | 潮見運転        |
|       | 7月13日 | 8月20日  | 日立市水道 | 土堰堤         |
| 平成15年 | 6月24日 | 12月31日 | 日立市水道 | 土堰堤         |
| 平成16年 | 1月1日  | 9月30日  | 日立市水道 | 土堰堤         |
| 平成25年 | 5月26日 | 5月28日  | 日立市水道 | 潮見運転        |
| 平成27年 | 5月6日  | 5月6日   | 日立市水道 | 潮見運転        |
|       | 6月2日  | 6月4日   | 日立市水道 | 潮見運転        |
|       | 6月5日  | 6月5日   | 日立市水道 | 土堰堤・潮見運転    |
|       | 6月6日  | 8月3日   | 日立市水道 | 土堰堤         |
| 平成28年 | 6月2日  | 6月3日   | 日立市水道 | 潮見運転        |
|       | 6月4日  | 6月4日   | 日立市水道 | 土堰堤         |
|       | 6月5日  | 6月7日   | 日立市水道 | 土堰堤・潮見運転    |
|       | 6月8日  | 8月24日  | 日立市水道 | 土堰堤         |
| 平成29年 | 5月10日 | 9月8日   | 日立市水道 | 土堰堤         |
| 平成30年 | 7月26日 | 11月2日  | 日立市水道 | 土堰堤         |
| 令和元年  | 4月24日 | 9月27日  | 日立市水道 | 土堰堤         |

## 1.4 河川環境の沿革

久慈川の自然環境は、上流部は、奥久慈県立自然公園に指定されている。中流部は、八溝山地と阿武隈山地に挟まれた美しい渓谷の中を流下し、連続した瀬と淵はアユ・サケ等の魚類の生息・産卵場になっている。下流部は、平地となり、川幅も広がり、中洲が多くみられ、連続した瀬と淵はアユ・サケ等の魚類の生息・産卵場となっている。また、河口の汽水域では、ボラやハゼ類等の魚類がみられる。

久慈川の砂利採取については、富岡橋付近より上流では、昭和46年度まで砂利採取が実施されていた影響で河床低下が顕著であったが、その後の砂利採取禁止により近年の河床高は安定している。また、河口部でも、昭和44年度から平成2年度まで砂利採取を行っていた影響で河床が低下傾向にあったが、平成8年度の砂利採取禁止後は安定している。

水質については、産業の発展や都市への人口集中等に伴い、水質汚濁の問題が発生し、昭和33年に「公共用水域の水質の保全に関する法律（水質保全法）」及び「工場排水等の規制に関する法律（工場排水規制法）」が制定され、一般工場も対象とした総合的な法体系が初めて設けられた。

同じく昭和33年から、関東南部地区を対象とした関東南部地区水質汚濁防止調査連絡協議会（関東地方建設局（平成13年以降、関東地方整備局）・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）を設立し水質汚濁の情報交換等を行った。そして、水質問題の重大化に伴い、昭和45年に関東一円を対象とする関東地方水質汚濁対策連絡協議会（関東南部地区に茨城県・栃木県・群馬県および水資源開発公団（当時）が加入）に拡張改組し、更に昭和46年に水質汚濁防止法に係る政令指定都市の川崎市・横浜市ならびに関係機関の下水道部局、昭和53年に山梨県、平成4年に千葉市、平成15年にさいたま市、平成22年に相模原市が加わり、公共用水域に係わる水質の実態把握、汚濁の過程の究明、防止・軽減対策の樹立を行うとともに、水質全般について関係機関の連絡調整を図ることを目的として活動している。

久慈川では、昭和42年に榎橋、昭和47年に山方、あずまばし 東橋、しんおちあいばし 新落合橋にて順次水質測定を開始し、定期的に測定を実施している。これまで、概ね環境基準を達成しており、水質は良好である。

河川空間の利用については、レクリエーション空間の確保、自然環境の保全等の河川環境に対する要請が増大し、かつ多様化してきた。

このため、河川空間の適正な利用を図ることが緊急かつ重要な課題となり、昭和40年に河川敷地占用許可準則が制定された。

1 これらを背景として、平成元年に河川の治水及び利水機能を確保しつつ河川環境の  
2 管理に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な事項を定めた「久慈  
3 川水系河川環境管理基本計画」を策定した。また、平成2年より、河川環境の整備と  
4 保全を適切に推進するため定期的、継続的、統一的に河川に関する基礎情報の収集整  
5 備を図る「河川水辺の国勢調査」が実施されるようになった。

6 平成6年度には魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業として栗原床固の全断  
7 面魚道への改築等の環境整備事業を実施した。

8 水辺整備については、賑わいの創出や地域活性化のため、河川空間とまち空間が融  
9 合した良好な空間形成を目指す取り組みを支援する「かわまちづくり支援制度」が平  
10 成21年度に創設され、東海村における護岸整備、スロープ整備等が行われた。

## 2. 河川整備の現状と課題

### 2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題

久慈川水系の大臣管理区間（表3-1に示す計画対象区間。以下「久慈川」という。）では、河道の整備等の治水対策を流域全体で役割分担して推進してきたが、現在の久慈川（山方地点を含む一連の区間）の安全の水準は、年超過確率（1年間にその水準を超える事象が発生する確率）が概ね1/3から1/10にとどまり、流域の社会・経済的重要性を踏まえると十分ではない。

河道の整備としては、久慈川において、計画堤防断面の不足や河道断面の不足等により、計画高水流量を安全に流下させることができない状況にある。特に、本川の上流及び里川の上流で、堤防のない区間が残っている。

表2-1 堤防の整備状況

| 河川名   | 計画断面※2 | 断面不足※3 | 不必要※4  | 合計※5   |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 久慈川※1 | 23.1km | 61.0km | 13.2km | 97.3km |

平成31年3月現在

※1：支川の大臣管理区間を含む。

※2：附図2に示す標準的な堤防の断面形状を満足している区間。

※3：附図2に示す標準的な堤防の断面形状に対して高さ又は幅が不足している区間。

※4：山付、掘込み等により、堤防の不必要的区間

※5：四捨五入の関係で、合計と一致しない場合がある。

久慈川の堤防は、長い歴史の中で順次拡築されてできた構造物であり、整備された時期や区間によって築堤材料や施工方法が異なるため、堤体の強度が不均一である。また、堤防の基礎地盤は、古い時代の河川の作用によって形成された地盤であり、極めて複雑である。これまでも、地質調査等を行い堤防及び基礎地盤の状況を確認し、浸透対策を進めてきたところであるが、平成14年度から堤防の浸透に対する安全性に関して点検を実施し、浸透に対する安全性の不足する箇所については対策を実施してきているところである。

表2-2 堤防の浸透に対する安全性

| 河川名   | 点検対象区間A(km) | Aのうち浸透対策が必要な区間B(km)※2 | 割合B/A |
|-------|-------------|-----------------------|-------|
| 久慈川※1 | 73.2        | 54.1                  | 74%   |

平成29年3月現在

※1：支川の大臣管理区間を含む。

※2：堤防点検を実施し、追加調査の結果や市街地の造成等による状況の変化により、対策が必要となった箇所については、必要に応じ対策を行うものとする。

1 また、堤防の安全性に影響を及ぼす水衝部における河岸の局所洗掘が発生する箇  
2 所や堤防付近における高速流が発生する箇所については、これらへの対策を実施し  
3 ているところである。

4 さらに、平成 24 年 7 月の九州北部豪雨災害等を踏まえて全国的に堤防の緊急点検  
5 が行われ、久慈川においても、被災履歴やこれまでの堤防点検結果等の既存データ  
6 を活用しつつ再確認し、堤防の浸透に対する安全性が不足する箇所、流下能力が不  
7 足する箇所、水衝部等の侵食に対する安全性が不足する箇所を「対策が必要な区  
8 間」として公表した。その後、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨を契機に、上下流バラ  
9 ンスや背後地の状況等を勘案のうえ、改めて、概ね 5 年間で優先的に整備が必要な  
10 区間を設定した。

11 久慈川に流入する河川については、本川の水位が高くなると自然流下が困難とな  
12 る等、内水による浸水被害が発生するおそれがあり、必要に応じて排水機場の整備  
13 を行うなど、内水被害の軽減対策の実施に向けて関係機関と調整を図っている。

14 施設の能力を上回る洪水や高潮が発生した場合、及び大規模地震による津波が発  
15 生した場合には、壊滅的な被害が発生するおそれがある。このため、被害を軽減す  
16 るための対策として、河川防災ステーション、水防拠点の整備等のハード対策、河  
17 川情報伝達システムの整備、洪水浸水想定区域図の公表とこれに伴う関係する地方  
18 公共団体の洪水ハザードマップ作成支援等のソフト対策を推進している。さらに、  
19 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨を契機に、久慈川・那珂川流域では、水防災意識社会  
20 を再構築すべく、地域住民の安心・安全を担う沿川の 14 市町村と茨城県、栃木県、  
21 気象庁、国土交通省関東地方整備局で構成される「久慈川・那珂川流域における減  
22 災対策協議会」を平成 28 年 6 月 3 日に設立した。

23 本協議会では、久慈川・那珂川の地形的な特徴や過去の水害実績を踏まえて、減  
24 災に関する課題を抽出し、久慈川・那珂川で発生しうる大規模水害に対し、逃げ遅  
25 れゼロを目指すことを目標として定め、令和 2 年度までに円滑かつ迅速な避難、的  
26 確な水防活動を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組方針  
27 をとりまとめた。今後、取組を推進するとともに、訓練等を通じた習熟や改善を図  
28 る等、継続的なフォローアップを行っていく必要がある。

29 その中で、人的被害や社会経済被害を軽減するための施設による対応（以下「危  
30 機管理型ハード対策」という。）とソフト対策等を一体的に取り組むこととした。  
31 具体的には、水害リスクが高いにも関わらず、当面の間、上下流バランス等の観点  
32 から堤防整備に至らない区間などについて、令和 2 年度を目途に、概ね 5 年間で、

1 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工  
2 夫する対策を行う区間を設定した。

3

4 **表 2-3 優先的に整備が必要な区間**

| 河川名 | 実施区間延長<br>(各対策の重複<br>を除く) | 内訳           |         |              | (km) |  |
|-----|---------------------------|--------------|---------|--------------|------|--|
|     |                           | 堤防の浸透に対する安全性 |         | 流下能力<br>不足対策 |      |  |
|     |                           | 浸透対策         | パイピング対策 |              |      |  |
| 久慈川 | 1.9                       | 1.3          | 0.3     | 0.6          | -    |  |

5 平成31年3月現在

6 ※支川の大臣管理区間を含む。

7

8 **表 2-4 堤防構造を工夫する対策を行う区間**

| 河川名 | 実施区間延長<br>(各対策の重複<br>を除く) | 内訳      |          |
|-----|---------------------------|---------|----------|
|     |                           | 堤防天端の保護 | 堤防裏法尻の補強 |
| 久慈川 | 37.5                      | 2.7     | 36.2     |

9 平成31年3月現在

10 ※支川の大臣管理区間を含む。

11

12 令和元年10月洪水では、令和元年東日本台風本体の発達した雨雲や台風周辺の湿  
13 った空気の影響で、10月12日から13日にかけて、静岡県や関東甲信地方、東北地  
14 方を中心に広い範囲で記録的な大雨となった。久慈川流域でも11日未明より雨が降  
15 り出し、12日午後から夜遅くをピークに13日明け方まで降り続いた。

16 これに伴い、基準地点山方では、氾濫しなかった場合の計算流量は昭和61年8月  
17 洪水の流量を上回り、雨量は昭和61年8月洪水の流域平均2日雨量を上回った。

18 この洪水により、久慈川流域の大臣管理区間の堤防が3箇所で決壊したほか、茨  
19 城県管理区間でも堤防が決壊し、浸水被害が発生した。久慈川流域全体では家屋一  
20 部損壊330棟、家屋半壊917棟、家屋全壊78棟の被害が発生した。

21 久慈川流域には大臣管理の洪水調節施設が無く、これまでの河川整備計画では主  
22 に河道内の対策として洪水をあふれさせない治水対策を進めてきたが、複数地点で  
23 既往最高水位を記録し、堤防からの越水が複数発生し決壊に至るなど、現状の治水  
24 施設の能力を超えるような事象が発生した。

25 このことから、これまでの治水対策を加速化すると同時に、地域及び各関係機関  
26 等が連携して流域の遊水機能の確保・向上や、浸水が見込まれる区域における土地

1 利用・住まい方の工夫を組み合わせた多重防御治水による浸水被害の軽減対策を検  
2 討し推進を図る必要がある。

3 また、本洪水では、広範囲に強い降雨が続き同時多発的に被害が発生したことか  
4 ら、状況把握、情報伝達、避難行動が円滑に進まなかったことを踏まえ、関係機関  
5 等が連携し、円滑な水防・避難行動のための体制等の充実を図る必要がある。

6 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震では、東北地方において、沿岸域を  
7 襲った津波により未曾有の大災害が生じ、海岸のみならず、河川を遡上した津波が  
8 河川堤防を越えて沿川地域に甚大な被害が発生した。久慈川においても、東北地方  
9 太平洋沖地震及びその後の余震に伴い、地震による液状化等により広範囲にわたり  
10 堤防等の河川管理施設が被災するなどの甚大な被害が発生した。このため、堤防、  
11 橋門等の河川管理施設の耐震対策や河川津波対策を講じる必要がある。

12

## 13 2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題

14 久慈川における主要な地点における流況は、以下のとおりとなっている。

15

16 表2-5 久慈川における基準地点山方の流況

| 河川名 | 地点名 | 統計期間        | 豊水 <sup>※1</sup> | 平水 <sup>※2</sup> | 低水 <sup>※3</sup> | 渴水 <sup>※4</sup> | 平均   |
|-----|-----|-------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------|
| 久慈川 | 山方  | 60年 S34～H30 | 23.66            | 14.54            | 9.92             | 5.87             | 23.5 |

17 ※1：豊水流量とは1年のうち、95日はこれを下回らない流量

18 ※2：平水流量とは1年のうち、185日はこれを下回らない流量

19 ※3：低水流量とは1年のうち、275日はこれを下回らない流量

20 ※4：渴水流量とは1年のうち、355日はこれを下回らない流量

21

22 久慈川の農業用水は、最大取水量の合計で約10.8m<sup>3</sup>/sが利用されている。なお、農  
23 業用水は、季節等により利用量が大きく変動する。

24 都市用水は、水道用水として最大約1.3m<sup>3</sup>/s、工業用水として最大約0.4m<sup>3</sup>/sが利  
25 用されている。

26 表2-6 久慈川における水利用の状況

| 目的   | 水利権の数 | 最大取水量(m <sup>3</sup> /s) |
|------|-------|--------------------------|
| 農業用水 | 10    | 約10.8                    |
| 水道用水 | 5     | 約1.3                     |
| 工業用水 | 7     | 約0.4                     |

27

平成31年3月現在

28 ※最大取水量は、大臣管理区間における許可水利権量と慣行水利権の取水量の合計

29

久慈川は、代掻きの開始等により農業用水の利用が増加する4月末から5月初めの流量減少時に、塩分が河口から約4.3km上流にある日立市の水道用水の取水口まで遡上することがあるため、しばしば取水障害を引き起こしている。

## 2.3 河川環境の整備と保全に関する現状と課題

### (1) 水質

久慈川の水質は、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）（75%値）で評価すると、全地点で環境基準を達成している。

表2-7 久慈川におけるBOD（75%値）

| 河川名 | 水質観測所<br>地点名 | 類型 | 環境  | H24  | H25  | H26  | H27  | H28  | H29  | H30  |
|-----|--------------|----|-----|------|------|------|------|------|------|------|
|     |              |    | 基準値 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 |
| 久慈川 | 山方           | A  | 2.0 | 0.9  | 0.8  | 0.7  | 0.9  | 1.0  | 0.6  | 0.8  |
|     | 榎橋           | A  | 2.0 | 1.1  | 1.0  | 0.7  | 1.0  | 1.0  | 0.7  | 0.6  |
| 山田川 | 東橋           | A  | 2.0 | 1.2  | 1.2  | 0.9  | 1.2  | 1.2  | 1.0  | 0.8  |
| 里川  | 新落合橋         | A  | 2.0 | 1.2  | 1.2  | 0.7  | 1.0  | 1.2  | 0.7  | 0.8  |

出典：公共用水域水質観測データをもとに作成

### (2) 自然環境

上流部は、奥久慈県立自然公園に指定され、カシ類等の温暖帶性林とブナ類の冷温帶性林が分布する等、多様な植生がみられる。河川の周辺の細長い谷底平野には水田が広がり、狭い高水敷には、ヨシ、ツルヨシ等の植物がみられ、水域には瀬と淵が連続し、イワナやヤマメ等の生息・産卵場となっている。

中流部は、八溝山地と阿武隈山地に挟まれた美しい渓谷の中を、蛇行を繰り返しながら流下している。大小の砂礫からなる河床と連続した瀬と淵は、アユ・サケ等の良好な生息・産卵場となっており、周囲の渓流には、イワナやヤマメ等といった清流の魚がみられ、瀬を餌場とするヤマセミが川沿いに営巣している。

下流部は、古くから水害防備林として竹林が整備され、久慈川を代表する景観を形成している。また、中流部と同様に連続した瀬と淵が形成され、アユ・サケ等の良好な生息・産卵場となっている。さらに、砂礫河原は、カワラハハコ等の植物の生育やイカルチドリ等の鳥類の生息・繁殖場となっている。

常陸太田市栗原地区周辺の旧川跡地には、河岸上の斜面林が近接し、高水敷にオギ・ヨシ群落が分布し、タコノアシ等の湿性植物が生育している。また、榎橋付近において水際の河畔林にサギ類のコロニーが見られる。

河口の汽水域は、ボラやハゼ等の魚類の生息場となっている。

しかし、砂礫河原においては、植生が徐々に侵入してきており、特に近年、外来種であるシナダレスズメガヤ等の面積が急増しており、今後の増加が懸念される。

水害防備林として整備された竹林は、近年組合による管理や利用が減少し、その範囲が拡大しており、河川生態系への影響や堤防断面への竹林の侵入が懸念されることから、防根・防竹シート等による対策を実施している。

**表 2-8 久慈川の重要種<sup>\*1</sup>確認数**

| 分類          | 種数 <sup>*2</sup> |
|-------------|------------------|
| 魚類          | 10科18種           |
| 底生動物        | 21科33種           |
| 植物          | 19科26種           |
| 鳥類          | 13科27種           |
| 両生類・爬虫類・哺乳類 | 6科7種             |
| 陸上昆虫類       | 46科85種           |

\*1：重要種：天然記念物、国内希少野生動植物種、レッドリスト・レッドデータブック等掲載種

\*2：河川水辺の国勢調査【河川版】による確認数（調査時期：平成5～30年）

### (3) 河川空間の利用

河川の利用については、上流部から中流部では奥久慈渓谷等の自然を活かした観光や釣り、サイクリング等に利用されている。中流部から下流部は、アユ釣りのシーズンになると多くの釣り人で賑わう。また、伝統的漁法である「やな」が観光用として見られ、多くの人が訪れている。

下流部は、グラウンドや親水公園、サイクリングロード等が整備され、スポーツやレクリエーション、憩いの場等として利用されている。

一方で、安全にアクセスでき自然に親しみ川とふれあえる場が少ないため、誰もが安全に利用可能な河川整備が求められている。

水面の利用については、江戸時代に水戸や江戸に向けて舟運による輸送が活発に行われていたが、大正から昭和にかけて陸上交通網の発達とともに廃れ、急速に衰退した。現在では、中流部から下流部でカヌー等の利用が見られる。また、河口の汽水域では、ジェットスキーやバーベキューの利用者や釣り人で賑わっているが、バーベキューゴミの投棄や侵入禁止区域でのジェットスキー運転などの問題が見られ、安全で秩序ある水面利用が望まれている。

1       (4) 景観

2           上流部は、奥久慈県立自然公園に指定されている。

3           中流部は、八溝山地と阿武隈山地に挟まれた美しい渓谷の中を、蛇行を繰り返しながら流れ、砂礫河原が形成されている区間や河床が露岩形状を呈している区間も見られ、良好な景観を有している。大子町付近では、冬場の滝の凍結や川の流水が凍ってシャーベット状で流れる「シガ」と呼ばれる珍しい自然現象が見られる。

7           下流部は、主に辰ノ口堰下流から富岡橋周辺までは、水害防備林として植林された竹林が連続して分布し、連続した瀬と淵、砂礫河原が広がる良好な河川景観を有している。

11      **2.4 河川維持管理の現状と課題**

12        河川の管理は、災害の発生の防止又は軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の保全という目的に応じた管理、平常時や洪水時等の河川の状況に応じた管理、さらには堤防、護岸等といった河川管理施設の種類に応じた管理というように、その内容は広範・多岐にわたっており、効果的・効率的に維持管理を実施する必要がある。

17        久慈川における堤防延長は約 84km（平成 31 年 3 月現在）である。

18        堤防については、繰り返される降雨・洪水・地震や広域地盤沈下等の自然現象の影響により、ひび割れ、すべり、沈下、構造物周辺の空洞化等の変状が不規則に発生する。これらを放置すると変状が拡大し、さらに洪水時には漏水等が助長され大規模な損傷となり、堤防の決壊につながるおそれがある。同様に護岸についても、洪水や地震等により劣化や変状が生じ、所定の機能を発揮できないおそれがある。

23        このため、堤防除草、点検、河川巡視等により異常・損傷箇所の早期発見に努め、必要に応じて補修等を実施する必要がある。

25        河道の維持管理に関しては、出水による河岸の洗掘、構造物周辺の深掘れ、洪水流下の阻害となる土砂堆積、樹林化の進行等に対し、適切に維持管理を実施する必要がある。

28        久慈川においては、樋門 53 箇所、床固め 5 箇所等の河川管理施設が設置されており（平成 31 年 3 月現在）、樋門は設置から 50 年以上経過した樋門が全体数の約 6 割を占め、老朽化による機能低下及び堤防や護岸等の関連施設の安全性低下が大きな課題となっている。

32        これらの施設の機能を確保するため定期的な点検、維持補修等を行っている。設置

1 後長期間を経過した老朽化施設が増加することから、施設を良好に保つよう維持する  
2 ためには、適切に修繕する必要がある。このため、樋門等の河川構造物の点検・整備・  
3 更新等を、効果的・効率的に推進していくため、長寿命化計画に基づき、計画的な維  
4 持管理を行っていく必要がある。

5 また、施設操作に関しては、操作規則等に基づき適切に操作を行っている。しかし、  
6 洪水、津波、高潮等が発生した場合のバックアップ機能の強化や操作員等の安全確保、  
7 高齢化等による操作員のなり手不足に対応する観点から、必要に応じ遠隔操作化や自  
8 動化等を進めていく必要がある。

9 橋梁や樋門等の許可工作物に関しては、現行の技術的な基準に適合していないもの  
10 や、老朽化が進んでいるもの等がある。このような施設は、洪水時の安全性を損なう  
11 おそれがあることから、施設管理者と合同での定期的な確認等により施設の管理状況  
12 について把握し、必要に応じて指導を行い、対策を求める必要がある。

13 河川には、上流部、支川等から流失してくるゴミのほか、一部の河川利用者による  
14 ゴミの不法投棄、家電製品や自動車等の不法投棄が行われているため、河川巡視等に  
15 よる管理体制の充実を図るとともに不法投棄の防止に向けた取組が必要である。

16 不法係留船や不法係留施設は、洪水時に流失することによる河川管理施設等の損傷  
17 の原因や、河川工事における支障となるばかりでなく、河川の景観を損ねる等、河川  
18 管理上の支障となっているため、不法係留船や不法係留施設に対する対策を関係機関  
19 等と連携して推進する必要がある。

20 久慈川流域には、雨量観測所 11 箇所（1～3 種観測所）、水位観測所 8 箇所（1～  
21 3 種観測所）、河川監視用 C C T V 設備 24 箇所（樋門の監視用カメラを含む。）、光ケ  
22 ーブル約 50.1km、レーダ雨量観測所（C バンド MP レーダ）や危機管理型水位計（簡  
23 易型カメラ）を設置し、観測・監視を行っている（平成 31 年 3 月現在）。これらによ  
24 って得られる情報は、治水及び利水計画の立案、低水管理、樋門等の河川管理施設の  
25 操作、洪水予測、水防活動等のために重要なものであり、定期的な点検や補修、更新  
26 等を行う必要がある。

27 危機管理対策として、洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減を図る  
28 ため、引き続き、平常時から「久慈川・那珂川流域における減災対策協議会」の枠組  
29 み等を活用しつつ、関係機関と連携を図る必要がある。また、緊急時においても地方  
30 公共団体との連携を一層図るとともに、事前に水害対応タイムラインを作成し共有す  
31 る取組等を通じて、関係機関に対して迅速な情報伝達を行う必要がある。

32 なお、水防団員の減少、高齢化等が進み水防活動の弱体化が懸念されていることか

1 ら、水防協力団体の指定等を行い、水防体制の水準を確保していく必要がある。

2 雨量・水位情報は、ホットラインの取組等を通じて、迅速かつ的確に情報を関係機  
3 関と共有できる体制の確保が必要である。洪水等による被害軽減に向け、市町村によ  
4 る洪水ハザードマップ作成の支援等、さらに地域住民がわかりやすく判断しやすい情  
5 報提供を図る必要がある。

6 また、久慈川水系では、年間約4件（平成19年から平成28年の10年間の平均）  
7 の水質事故の通報を通報連絡センター（常陸河川国道事務所河川管理課）で受けてい  
8 る。水質事故が発生すると、水道用水や農業用水等への影響のみならず、魚類をはじ  
9 めとした動植物にも影響が生じる。水質事故が発生した場合には、関係機関との情報  
10 共有を図るとともに被害軽減のための対策を実施する必要がある。

## 11

## 12 **2.5 新たな課題**

### 13 **2.5.1 近年の豪雨災害で明らかとなった全国的な課題**

14 これまで、国土交通省では、平成27年9月関東・東北豪雨による鬼怒川の堤防決  
15 壊で、逃げ遅れによる多数の孤立者が発生したことを受け、河川管理者をはじめと  
16 する行政や住民等の各主体が「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない  
17 大洪水は必ず発生するもの」へと意識を改革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水  
18 防災意識社会」を再構築する取組を進めてきた。

19 平成28年8月には北海道や東北地方を相次いで台風が襲い、東北地方の県管理河  
20 川の氾濫被害で要配慮者利用施設の入居者が逃げ遅れにより犠牲になられたことを  
21 受け、平成29年5月に水防法等を改正し、河川管理者・都道府県・市町村等で構成  
22 し減災に向けた目標の共有や対策の推進に取り組む協議会制度を法定化等するとと  
23 もに、同年6月には概ね5年間で実施する各種取組の方向性や進め方等を「「水防  
24 災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画」（以下「緊急行動計画」という。）  
25 としてとりまとめ、都道府県が管理する中小河川も含めた全国の河川における「水  
26 防災意識社会」を再構築する取組を加速させた。

27 このような中、平成30年7月豪雨や平成30年台風第21号等では、これまでに整  
28 備した堤防、ダム、砂防堰堤、防潮水門等が確実に効果を發揮し被害を防止・軽減  
29 した一方で、長時間にわたる大雨による水害・土砂災害の複合的な発生や、社会経  
30 濟活動に影響を及ぼす広域的な被害の発生、ハザードマップ等のリスク情報が住民  
31 の避難につながっていない場合があること等の課題が明らかとなった。

1 これらの課題に対応するため、洪水氾濫や内水氾濫、土石流等の複合的な発生等  
2 に対応する「事前防災ハード対策」や、発災時の応急的な退避場所の確保等の「避  
3 難確保ハード対策」、地区単位の個人の避難計画作成をはじめとする「住民主体の  
4 ソフト対策」を推進するため、平成31年1月に改定された「緊急行動計画」を踏ま  
5 え、大規模氾濫減災協議会の場を活かし、「水防災意識社会」の再構築をさらに加  
6 速させる必要がある。

7

## 8 2.5.2 気候変動の影響による課題

9 近年、我が国においては、時間50mmを超える短時間強雨や総雨量が数百ミリから  
10 千ミリを超えるような大雨が発生し、全国各地で毎年のように甚大な水害が発生し  
11 ている。さらに、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、今後さらに、大雨や短  
12 時間強雨の発生頻度、大雨による降水量などが増大することが予測されている。また、  
13 平成30年7月豪雨においては、気象庁が初めて個別事象について、その背景要  
14 因として気候変動の影響に言及したところである。

15 このように、施設の能力を上回る外力（災害の原因となる豪雨、洪水、高潮等の  
16 自然現象）による水災害が発生する懸念が高まっているため、気候変動に伴う水災  
17 害の頻発化・激甚化など、様々な事象を想定し、対策を進めていくことが必要とな  
18 っている。

19 こうした状況の中、「気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会」におい  
20 て、将来における気候変動による外力増加量の治水計画等での考慮の仕方やその前  
21 提となる外力の設定手法、気候変動を踏まえた治水計画に見直す手法について具体的  
22 的な検討を進め、令和元年10月に『「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」提  
23 言』が取りまとめられた。その後、「気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員  
24 会」において、流域全体で備える水災害対策に関し、今後の取組方針について検討  
25 が進められている。

26 その一方で、年間の降水の日数は逆に減少しており、毎年のように渇水が生じて  
27 いる。将来においても無降水日数の増加が予想されており、地球温暖化に伴う気候  
28 変動により、渇水が頻発化、長期化、深刻化し、さらなる渇水被害が発生すること  
29 が懸念される。このため、様々な事象を想定し、対策を進めていくことが必要とな  
30 っている。

31

1   **3. 河川整備計画の対象区間及び期間**

2   **3.1 計画対象区間**

3       久慈川水系河川整備計画【大臣管理区間】（以下「河川整備計画」という。）の  
4       計画対象区間は、以下の大臣管理区間とする。

5

6           **表 3-1 計画対象区間（大臣管理区間）**

| 河川名 | 上流端  | 下流端      | 延長<br>(km) |
|-----|--|----------|------------|
| 久慈川 | 茨城県常陸大宮市辰ノ口字堰場二千七十八番地先の辰ノ口堰                                | 海        | 27.6       |
| 里川  | 左岸：茨城県常陸太田市茅根町字河原二百四十一番地先<br>右岸：茨城県常陸太田市端龍町字高倉二千四百三十七番の五地先 | 久慈川への合流点 | 9.7        |
| 山田川 | 茨城県常陸太田市和田字台田千五百六十番の一地先の芦間堰                                | 久慈川への合流点 | 10.5       |

7

8   **3.2 計画対象期間**

9       河川整備計画の計画対象期間は、概ね 30 年間とする。

10      なお、河川整備計画は現時点の社会経済状況、河川環境の状況、河道状況等を前  
11     提として策定したものであり、策定後においてもこれらの状況の変化、新たな知見  
12     の蓄積、技術の進歩等を踏まえ、必要がある場合には、計画対象期間内であっても  
13     適宜見直しを行う。

14      特に、気候変動による洪水流量の増加や高潮による潮位・海面水位の上昇等が懸  
15     念されることから、必要に応じて見直しを行う。

#### 1 4. 河川整備計画の目標に関する事項

2 久慈川らしい豊かな自然環境や河川景観を保全・継承するとともに、流域の風土、  
3 歴史、文化を踏まえ、地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指すため、関係機  
4 關や地域住民と共に認識を持ち、連携を強化、河川の多様性を意識しつつ、治水・  
5 利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。

6 災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、久慈川  
7 の豊かな自然環境に配慮しながら、堤防の拡築、河道掘削等により計画対象規模以下の  
8 洪水による災害の発生の防止又は軽減を図る整備を推進し、洪水氾濫等による災害  
9 から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせる社会基盤の整備を図る。

10 さらに、関係県、市町村等と連携し、河道の流下能力の向上、遊水・貯留機能の確  
11 保・向上、土地利用・住まい方の工夫を組み合わせる「多重防御治水の推進」及び  
12 「減災に向けた更なる取組の推進」などにより、施設の能力を上回る洪水等が発生し  
13 た場合においても逃げ遅れゼロ、社会経済被害の最小化を図る。

14 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、関係機関と連携して水  
15 利用の合理化を促進するなど、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保  
16 に努める。

17 河川環境の整備と保全に関しては、これまでの流域の人々と久慈川との関わりを考  
18 慮しつつ、多様な動植物の生息・生育・繁殖する久慈川の豊かな自然環境や良好な河  
19 川景観、水質を保全し、清らかな水の流れを有する豊かな河川環境を次世代に引き継  
20 ぐよう努める。また、沿川の地方公共団体が立案する地域計画等と連携・調整を図  
21 り、地域活性化につながる水辺整備、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全  
22 を図る。

23 河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機  
24 能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発  
25 揮できるよう地域住民や関係機関との連携や意識の向上を図りながら、適切に実施す  
26 る。

27 河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川整備を行うための中長期的  
28 な整備内容を示したものであり、適宜見直しを行うとともに、段階的・継続的に整備  
29 を行うこととしており、その実現に向けた様々な調査・検討を行う。

30 地球温暖化に伴う気候変動により、将来、洪水・高潮、渇水、水質悪化等のリスク  
31 が高まると予想されているため、関係機関と連携しつつ、これらのリスクに総合的・  
32 計画的に適応する施策を検討する。

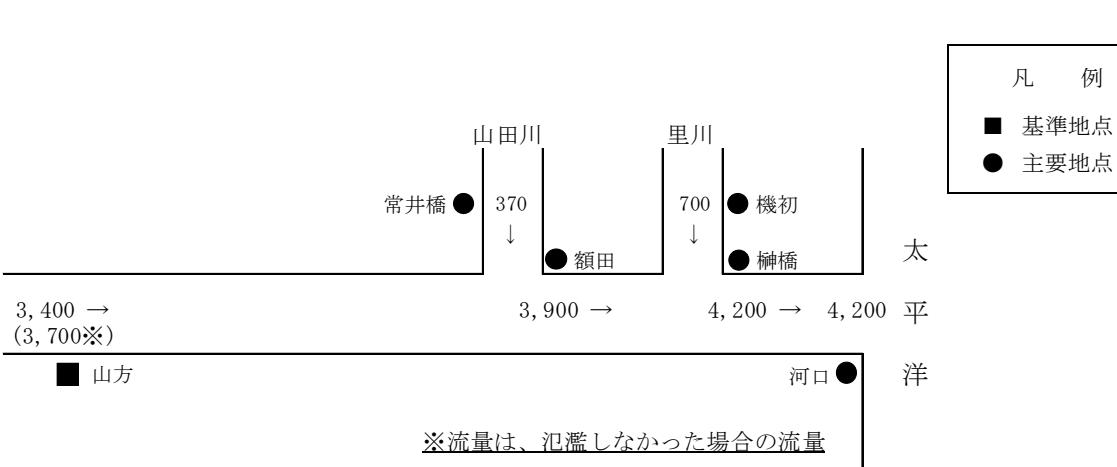
1      **4.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標**

2      過去の水害の発生状況、流域の重要性やこれまでの整備状況、整備計画の対象期間、河川整備基本方針で定めた最終目標に向けた段階的な整備等を総合的に勘案し、以下のとおりとする。

5      洪水に対しては、これまでの施設整備による治水対策を加速化すると同時に、地域及び各関係機関等が連携した遊水・貯留機能の確保・向上や、浸水が見込まれる区域における土地利用・住まい方などを組み合わせる多重防護治水を推進することにより、基準地点山方において、戦後最大洪水である令和元年10月洪水（令和元年東日本台風）が再び発生しても災害の発生の防止又は軽減を図る。

10     また、施設の能力を上回る洪水等が発生した場合を想定し、応急的に退避できる場所の確保や避難路が被災するまでの時間を少しでも引き延ばす避難確保ハード対策や、円滑かつ迅速な避難行動の支援、的確な水防活動の促進、迅速な応急活動の実施、水害リスクを考慮したまちづくり・地域づくりの促進などのソフト対策を関係機関と連携して一体的・計画的に推進することにより、人命、資産、社会経済の被害をできる限り軽減する。

16     地震、津波に対しては、河川構造物の耐震性の確保、情報連絡体制等について、調査・検討を進めつつ、必要な対策を実施することにより、地震、津波による災害の発生の防止又は軽減を図る。



20      **図4-1 久慈川流量配分図 (単位 :  $m^3/s$ )**

21

22

23

1      **4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標**

2      河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、利水の現況、動植物  
3      の生息又は生育等を考慮し、基準地点山方においては、5月1日から9月10日まで  
4      は概ね  $10\text{m}^3/\text{s}$ 、9月11日から4月30日までは概ね  $3\text{m}^3/\text{s}$  を流水の正常な機能を維  
5      持するため必要な流量とし、これらの流量を確保するように努める。

6

7      **表 4-1 流水の正常な機能を維持するための必要な流量**

| 河川名 | 地点名 | かんがい期<br>最大 | 非かんがい期<br>最大 | ( $\text{m}^3/\text{s}$ ) |
|-----|-----|-------------|--------------|---------------------------|
| 久慈川 | 山方  | 10          | 3            |                           |

8      ※なお、流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、水利流量が含まれて  
9      いるため、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減することがある。

10

11      **4.3 河川環境の整備と保全に関する目標**

12      久慈川では、治水、利水及び流域の自然環境、社会環境との調和を図りながら、河  
13      川空間における自然環境の保全と秩序ある利用の促進に努める。

14      水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現況の環境を考慮し、  
15      下水道整備等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、  
16      良好的な水質の保全に努める。

17      自然環境については、治水・利水・河川利用との調和を図りつつ、アユ・サケ等の  
18      生息・産卵場となる瀬と淵が連続する良好な環境の保全に努めるとともに、河原固有  
19      の植物や鳥類等が生息・生育・繁殖する砂礫河原や湿性植物等の生育場となる旧川跡  
20      地等の湿地環境の保全と創出に努める。

21      取水堰等の許可工作物は、施設管理者等と連携を図りながら、魚類の遡上・降下環  
22      境の維持・改善等に努める。さらに、生態系ネットワークの形成に努める。

23      人と河川との豊かなふれあいの確保については、流域の人々の生活の基盤や歴史、  
24      文化、風土を形成してきた久慈川の恵みを活かしつつ、沿川の地方公共団体が立案す  
25      る地域計画等と連携・調整を図り、地域活性化につながる水辺整備、自然とのふれあ  
26      いや環境学習の場の整備・保全を図る。

27      水面利用については、地域住民や地方公共団体と連携して安全で秩序ある利用に努  
28      める。

1 景観については、砂礫河原が広がる河川景観の保全に努める。また、久慈川の河  
2 岸の竹林は、水害防備林として位置づけられており、久慈川の特徴的かつ歴史的な  
3 景観の構成要素となっている。近年では、その範囲が拡大しているため、土地の利  
4 用状況や自然環境に鑑み、治水に影響のない範囲で伐採するなど、適切な保全に努  
5 める。

## 1 5. 河川整備の実施に関する事項

2 久慈川らしい豊かな自然環境や河川景観を保全・継承するとともに、流域の風  
3 土、歴史、文化を踏まえ、地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指すため、  
4 関係機関や地域住民と共に通の認識を持ち、連携を強化、河川の多様性を意識しつ  
5 つ、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。

### 6

#### 7 5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置さ 8 れる河川管理施設の機能の概要

9 河川の整備に当たっては、氾濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的  
10 に勘案し、適正な本支川、上下流及び左右岸の治水安全度のバランスを確保しつ  
11 つ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水、津波、高潮等による災害に対する安全性  
12 の向上を図る。その際、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、親水に配慮  
13 する等、総合的な視点で推進する。

14 また、連続した堤防の整備や河道掘削等による洪水防御だけでなく、関係機関や  
15 地域住民と連携・調整を図りながら、災害リスクを考慮した土地利用等を推進する  
16 とともに、輪中堤・宅地嵩上げなどの局所的な対応や、河道・霞堤の遊水効果を最  
17 大限活用する対策等を詳細な調査を実施しつつ検討することにより、効率的に災害  
18 の発生の防止又は軽減を図る。本川・支川が合流する箇所においては安全に洪水を  
19 流下させることができるよう、支川の管理者と連携して河川整備を実施する。さら  
20 に、堤防の整備や河道掘削等に伴い改築が必要となる樋門については、関係機関と  
21 調整の上、必要に応じ生物の移動可能範囲の拡大に配慮しつつ、整備を行う。

22 また、霞堤の整備に当たっては、整備後の自然環境の保全や快適な河川空間の利  
23 用、適切な維持管理がなされるよう、現に河川敷に形成されている多様な生物の生  
24 息・生育・繁殖環境や多様な河川空間の利用状況などに配慮しながら、関係機関と  
25 調整の上、検討を進めていく。

26 なお、河川の整備に当たっては、新技術の開発や活用の可能性を検討するととも  
27 に、河道掘削等により発生する土砂を堤防の整備等へ有効活用を図る等、コストの  
28 縮減に努める。

29 地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応等については、関係機関と連携しつ  
30 つ、調査・検討を行う。

31

32

1       **5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項**

2       **(1) 堤防の整備**

3           堤防が整備されていない区間や、附図2に示す標準的な堤防の断面形状に対  
4           して、高さ又は幅が不足している区間について、上下流バランスを考慮しつ  
5           つ、築堤を行う。

6           また、堤防ののり面は、堤体内の浸透への安全性の面で有利なことや、除草等  
7           の維持管理面やのり面の利用面からも緩やかな勾配が望まれていること等を考  
8           慮し、緩傾斜の一枚のりを基本とする。なお、堤防の整備によって、既存施設等  
9           に影響を与えるおそれがある場合には、関係機関と連携・調整を図りながら、整  
10          備を行う。

11          さらに、想定し得る最大規模までの様々な外力に対して、本支川・上下流・  
12          左右岸のバランスなどを考慮しつつ、氾濫した場合の被害ができる限り小さく  
13          なる整備手順で堤防の整備を行う。

14          堤防の整備に当たっては、高潮及び比較的発生頻度の高い津波による災害の  
15          発生の防止にも配慮する。

16

表 5-1 堤防の整備に係る施行の場所

| 河川名 |    | 施行の場所              |                 | 機能の概要<br>流下能力向上 |
|-----|----|--------------------|-----------------|-----------------|
| 久慈川 | 左岸 | 茨城県日立市下土木内町～神田町    | 6. 0k～6. 3k付近   |                 |
|     |    | 茨城県日立市神田町～常陸太田市堅磐町 | 6. 6k～8. 0k付近   |                 |
|     |    | 茨城県常陸太田市堅磐町～下河合町   | 8. 0k～8. 5k付近   |                 |
|     |    | 茨城県常陸太田市小島町        | 17. 0k～17. 4k付近 |                 |
|     |    | 茨城県常陸大宮市宇留野        | 23. 5k付近        |                 |
|     |    | 茨城県常陸大宮市宇留野～富岡     | 23. 6k～24. 9k付近 |                 |
|     |    | 茨城県常陸大宮市富岡         | 25. 3k～25. 8k付近 |                 |
|     |    | 茨城県常陸大宮市小倉         | 26. 1k～26. 2k付近 |                 |
|     |    | 茨城県常陸大宮市小倉         | 26. 3k～26. 4k付近 |                 |
| 里川  | 右岸 | 茨城県那珂郡東海村大字豊岡      | 2. 0k付近         |                 |
|     |    | 茨城県那珂郡東海村大字豊岡～大字亀下 | 2. 6k付近         |                 |
|     |    | 茨城県那珂市本米崎          | 6. 8k～6. 9k付近   |                 |
|     |    | 茨城県那珂市本米崎～額田東郷     | 7. 0k～7. 5k付近   |                 |
| 山田川 | 左岸 | 茨城県常陸太田市堅磐町～落合町    | -1. 0k～0. 4k付近  |                 |
|     |    | 茨城県常陸太田市内田町        | 0. 9k～1. 9k付近   |                 |
|     |    | 茨城県常陸太田市茅根町        | 9. 3k～9. 5k付近   |                 |
|     | 右岸 | 茨城県常陸太田市三才町        | 2. 4～2. 5k付近    |                 |
|     |    | 茨城県常陸太田市田渡町～里野宮町   | 6. 6～8. 1 k 付近  |                 |
|     | 左岸 | 茨城県常陸太田市大里町～薬谷町    | 5. 0k～5. 7k付近   |                 |
|     |    | 茨城県常陸太田市芦間町        | 11. 0k～11. 7k付近 |                 |
|     | 右岸 | 茨城県常陸太田市島町         | 1. 3k～1. 9k付近   |                 |

2

3 ※今後の状況の変化等により必要に応じて本表に示していない場所においても施行することがある。

4

5

## (2) 河道掘削

6

7

洪水を安全に流下させるために必要な箇所等において、上下流バランスを考慮しつつ河道掘削を行う。

8

9

10

11

12

13

河道掘削等の実施に当たっては、洪水時の水位の縦断変化、河道の安定・維持、アユ・サケ等の多様な動植物が生息・生育・繁殖を行う良好な河川環境の保全と創出に配慮するとともに、継続的な観測を実施しつつ、その結果を踏まえて適切に行うこととし、河道掘削等により発生する土砂は、築堤等への有効活用を図る。また、民間事業者による河道掘削の代行を条件とした砂利採取を促進することにより、費用の縮減に努める。

14

15

16

17

18

表 5-2 河道掘削等に係る実施の場所

| 河川名 |    | 実施の場所                  | 機能の概要         |
|-----|----|------------------------|---------------|
| 久慈川 | 左岸 | 茨城県日立市留町～那珂郡東海村大字竹瓦    | 3.6k～4.5k付近   |
|     |    | 茨城県日立市下土木内町            | 5.4k～6.1k付近   |
|     |    | 茨城県日立市神田町～常陸太田市堅磐町     | 6.3k～7.9k付近   |
|     |    | 茨城県常陸太田市落合町～下河合町       | 9.1k～10.5k付近  |
|     |    | 茨城県常陸太田市粟原町～小島町        | 12.5k～16.5k付近 |
|     |    | 茨城県常陸太田市小島町～松栄町        | 17.0k～19.5k付近 |
|     |    | 茨城県常陸太田市松栄町～花房町        | 20.2k～22.6k付近 |
|     |    | 茨城県常陸大宮市宇留野～富岡         | 23.0k～25.6k付近 |
|     |    | 茨城県常陸大宮市富岡～塩原          | 25.6k～28.0k付近 |
|     |    | 茨城県常陸大宮市辰ノ口            | 29.5k～30.3k付近 |
|     | 右岸 | 茨城県那珂郡東海村大字亀下～大字石神外宿   | 2.6k～5.2k付近   |
|     |    | 茨城県那珂郡東海村大字石神外宿～那珂市本米崎 | 5.9k～6.9k付近   |
|     |    | 茨城県那珂市額田東郷             | 7.5k～9.2k付近   |
|     |    | 茨城県那珂市額田東郷～額田北郷        | 10.2k～12.7k付近 |
|     |    | 茨城県那珂市門部～鹿島            | 16.3k～17.5k付近 |
|     |    | 茨城県那珂市鹿島～瓜連            | 17.5k～18.5k付近 |
|     |    | 茨城県那珂市瓜連               | 18.7k～19.1k付近 |
|     |    | 茨城県常陸大宮市下岩瀬            | 19.5k～20.5k付近 |
|     |    | 茨城県常陸大宮市根本～宇留野         | 22.3k～23.0k付近 |
|     | 里川 | 茨城県常陸大宮市下町～高渡町         | 25.5k～25.8k付近 |
|     |    | 茨城県常陸大宮市上大賀            | 28.5k～29.9k付近 |
|     |    | 茨城県常陸大宮市岩崎             | 30.1k～30.8k付近 |
|     |    | 茨城県常陸太田市堅磐町～落合町        | -0.6k～-0.1k付近 |
|     |    | 茨城県常陸太田市落合町            | 0.0k～0.4k付近   |
|     |    | 茨城県常陸太田市内田町            | 0.9k～1.3k付近   |
|     |    | 茨城県常陸太田市内田町～小沢町        | 2.1k～2.7k付近   |
|     |    | 茨城県常陸太田市小沢町～幡町         | 2.8k～4.4k付近   |
|     |    | 常陸太田市幡町                | 4.5k～6.2k付近   |
|     |    | 常陸太田市白羽町               | 7.9k～8.3k付近   |
|     | 左岸 | 常陸太田市白羽町               | 8.4k～8.9k付近   |
|     |    | 常陸太田市茅根町               | 9.1k～9.5k付近   |
|     |    | 茨城県常陸太田市磯部町～三才町        | 2.3k～2.9k付近   |
|     |    | 茨城県常陸太田市三才町            | 3.9k～4.1k付近   |
|     |    | 茨城県常陸太田市三才町～西宮町        | 4.4k～4.8k付近   |
|     |    | 常陸太田市西宮町～田渡町           | 6.5k～7.5k付近   |
|     | 右岸 | 常陸太田市田渡町～里野宮町          | 7.6k～8.6k付近   |
|     |    | 常陸太田市里野宮町              | 8.8k～9.0k付近   |

3 ※今後の状況の変化等により必要に応じて本表に示していない場所においても実施することがある。

### 5 (3) 浸水防止対策

6 土地の利用状況や被害の発生状況等に鑑み、輪中堤や宅地の嵩上げ等による  
7 効率的な治水対策を実施する。なお、具体的な施設計画については、関係機関  
8 と連携・調整を図りながら検討を行う。

**表 5-3 浸水防止対策に係る施行の場所**

| 河川名     |    | 施行の場所       |               | 機能の概要  |
|---------|----|-------------|---------------|--------|
| 里川<br>2 | 左岸 | 茨城県常陸太田市田渡町 | 6. 5k～7. 5k付近 | 浸水防止対策 |
|         |    | 茨城県常陸太田市茅根町 | 9. 1k付近       |        |

3 ※今後の状況の変化等により必要に応じて本表に示していない場所においても施行することがある。

4

#### 5 (4) 霧堤の整備

6 霧堤（堤防を不連続な構造として開口部を存置している箇所）は平常時にあ  
7 っては堤内地側の排水を容易にするほか、洪水時には上流で堤内地に氾濫した  
8 水を河川に戻す役割や、開口部から水が逆流して堤内地に湛水し、下流に流れ  
9 る洪水の流量を減少させるなどの効果があるため、地形や現状の土地利用等を  
10 考慮した霧堤の整備を進める。

11

**12 表 5-4 霧堤の整備に係る施行の場所**

| 河川名       |    | 施行の場所           |                 | 機能の概要   |
|-----------|----|-----------------|-----------------|---------|
| 久慈川<br>13 | 左岸 | 茨城県常陸大宮市小倉～辰ノ口  | 27. 0k～29. 3k付近 | 遊水機能の確保 |
|           | 右岸 | 茨城県那珂市額田東郷～額田北郷 | 10. 2k～12. 7k付近 |         |
|           |    | 茨城県常陸大宮市宇留野～岩崎  | 25. 3k～31. 0k付近 |         |

14 ※今後の状況の変化等により必要に応じて本表に示していない場所においても施行することがある。

15

#### 16 (5) 浸透・侵食対策

17 堤防の浸透対策としては、これまで実施してきた点検結果を踏まえ、背後地  
18 の資産状況等から優先度を設定し、必要に応じて堤防強化対策を実施する。

19 また、堤防や河岸の侵食対策としては、必要な高水敷幅が確保されていない  
20 箇所、水衝部における河岸の局所洗掘が発生する箇所及び堤防付近で高速流が  
21 発生する箇所において、状況を監視し、必要に応じて高水敷造成や護岸整備等  
22 の対策を実施する。

23

#### 24 (6) 地震・津波遡上対策

25 地震動や液状化の影響により、樋門の倒壊や、堤防の沈下・崩壊・ひび割れ  
26 等、河川管理施設が被災するだけでなく、地震後の洪水及び津波により、河川  
27 の水位が上昇し浸水被害が発生するおそれがある。このため、耐震性能の照査  
28 等を行い、必要に応じて耐震・液状化対策を実施する。

1 また、平成23年に制定された「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき  
2 関係県が設定する津波浸水想定に対して、必要に応じて情報提供、技術的な支  
3 援等に努めるとともに、津波が遡上する区間では、操作員の安全性を確保し、  
4 津波による堤内地への浸水を防止するため、樋管等の遠隔操作化や自動化等を  
5 進める。

7 **表 5-5 地震・津波遡上対策に係る施行の場所**

| 河川名 |    | 施行の場所         |        | 施設名    | 機能の概要 |
|-----|----|---------------|--------|--------|-------|
| 久慈川 | 左岸 | 茨城県日立市留町      | 3.7k付近 | 留排水樋管  | 耐震対策  |
|     | 右岸 | 茨城県那珂郡東海村大字竹瓦 | 4.4k付近 | 後川排水樋管 |       |

9 ※今後の状況の変化等により必要に応じて本表に示していない場所においても施行することがある。

### (7) 内水対策

12 内水による浸水被害が著しい地域については、関係機関と調整した上で、必  
13 要に応じて排水機場の整備を行うなど、内水被害の軽減対策を実施する。

### (8) 施設の能力を上回る洪水を想定した対策

16 被害の最小化を図る観点から、災害時において河川管理施設保全活動、河川  
17 防災ステーション等の緊急復旧活動、水防活動等を円滑に行う拠点及びこれに  
18 アクセスする管理用通路等について、関係機関との調整の上、洪水時等に周辺  
19 地域が浸水した場合にもこれらの活動が円滑かつ効果的に実施できるよう整備  
20 を行う。

21 気候変動の影響等による大雨や短時間強雨の発生頻度の増加に伴い、水位の  
22 急激な上昇が頻発することが想定されることから、水門等の確実な操作と操作  
23 員の安全確保のために、水門等の施設操作の遠隔化・自動化等の整備を必要に  
24 応じて実施する。

25 雨量、水位等の観測データ、レーダ雨量計を活用した面的な雨量情報や河川  
26 監視用CCTVカメラによる映像情報を収集・把握し、適切な河川管理を行う  
27 とともに、その情報を光ファイバー網等を通じて関係機関へ伝達し、円滑な水  
28 防活動や避難誘導等を支援するため、これらの施設を整備するとともに、観測  
29 機器、電源、通信経路等の二重化等を図る。

30 また、危機管理型ハード対策として越水等が発生した場合でも決壊までの時  
31 間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策を、当面の間、上下流バ

1 ランス等の観点から堤防整備に至らない区間や逃げ遅れの危険性が高い区間等  
2 において優先的に実施する。安全な避難場所への避難が困難な地域等において  
3 は、地域の意向を踏まえつつ、工事発生土の活用等により応急的な避難場所と  
4 なる高台等を確保するよう努める。

5 施設の能力を上回る洪水が発生し堤防の決壊等により氾濫が生じた場合で  
6 も、洪水時の被害の軽減を図るため、必要に応じて応急対策や氾濫水の排除、  
7 迅速な復旧・復興活動に必要な堤防管理用通路の整備、河川防災ステーション  
8 ・水防拠点の整備、既存施設の有効活用、災害復旧のための根固めブロック  
9 等資材の備蓄を検討し実施する。

10

11 **表 5-6 施設の能力を上回る洪水を想定した対策に係る実施の場所**

| 河川名 | 施設名             | 実施の場所       | 機能の概要                      |
|-----|-----------------|-------------|----------------------------|
| 久慈川 | 左岸 小島河川防災ステーション | 茨城県常陸太田市小島町 | 緊急復旧活動等の拠点<br>(河川防災ステーション) |

12 ※今後の状況の変化等により必要に応じて本表に示していない場所においても実施することがある。

### 13 5.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

14 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図るため、関係機関と連携した  
15 水利用の合理化を促進しつつ、地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応等につい  
16 ては、関係機関と調整を行い、調査・検討を行う。

### 17 5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項

18 河川環境の整備と保全を図るため、河川の状況に応じ、水質、動植物の生息・  
19 生育・繁殖環境、景観、河川利用等について配慮し、地域の計画やニーズを踏ま  
20 え自然と調和を図った整備と保全を行う。

21 なお、実施に当たっては、必要に応じて学識経験者等の意見を聴くとともに、  
22 新技術の開発や活用の可能性を検討するなどライフサイクルコストの縮減を図  
23 る。

24

#### 25 (1) 水質の保全

26 水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考  
27 慮し、下水道整備等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携

1 を図るとともに、流水のモニタリング等を行いながら、良好な水質の保全に努  
2 める。

3

#### 4 (2) 自然環境の保全と再生

5 カワラハハコ等の植物やイカルチドリ等の鳥類等の生息・生育・繁殖場とな  
6 る砂礫河原、アユ・サケ等の生息・産卵場となる瀬と淵、タコノアシ等の生育  
7 場となる旧川跡地等の湿地環境の保全と創出を図る。

8

9 また、河口の汽水域では、ボラやハゼ類等の生息場となる現在の汽水環境の  
保全を図る。

10

11 洪水による災害の発生の防止又は軽減を図る河道掘削等に当たっては、治水  
12 と環境の調和を図り、砂礫河原及びヨシ原等の保全を図る。また、サギ類のコ  
13 ロニーやアユ・サケ等の生息・産卵場への影響等を最小限に抑えるため、地域  
14 住民、学識経験者、関係機関と連携しつつ段階的に施工を行い、その結果につ  
いてモニタリングを行うとともに効果・影響を検証して順応的に管理を行う。

15

16 さらに、流域住民や関係機関と連携し、流域に広がる生物の生息・繁殖環境  
を広域的に結ぶ生態系ネットワークの形成に努める。

17

#### 18 (3) 人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備

19 人と河川との豊かなふれあいの確保については、自然とのふれあいやスポー  
20 ツなどの河川利用、環境学習の場等の整備を関係機関と調整し実施する。ま  
21 た、地方公共団体が立案する地域計画等と連携・調整を図り、河川利用に関す  
22 る多様なニーズを踏まえた地域住民に親しまれる河川整備を推進するととも  
23 に、かわまちづくりなどにより、住民、企業、行政と連携し、賑わい、美しい  
24 景観、豊かな自然環境を備えた水辺空間をまちづくりと一体となって創出する  
25 取組を実施する。

26

### 27 5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

28

29 河川の維持管理に当たっては、久慈川の河川特性を十分に踏まえ、河川管理の目  
30 標、目的、重点箇所、実施内容等の具体的な維持管理の計画となる「久慈川河川維  
31 持管理計画【国土交通大臣管理区間】（以下「河川維持管理計画」という。）」を  
32 定め、当該計画に基づき、計画的な維持管理を継続的に行うとともに、必要に応じ  
て河川維持管理計画を変更する。

1 河川の状態把握、状態の分析・評価、評価結果に基づく改善等を一連のサイクル  
2 とした「サイクル型維持管理」により効果的・効率的に実施する。

3 河川管理施設の老朽化対策を効率的に進めるため、施設状況等のデータ整備を図  
4 り、長寿命化計画に基づき、計画的かつ戦略的な維持管理・更新を推進する。ま  
5 た、河川の維持管理に当たっては、新技術の開発や活用の可能性を検討するととも  
6 にライフサイクルコストの縮減に努める。

7 なお、これらの実施にあたっては、動植物の生息・生育・繁殖環境等に配慮す  
8 る。

9 地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応等については、関係機関と連携しつ  
10 つ、調査・検討を行う。

### 12 **5.2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項**

13 洪水、津波、高潮等の発生時において、河川管理施設の機能が適切に発揮され  
14 るよう、維持管理を行う。

#### 16 **(1) 堤防の維持管理**

17 堤防の機能を適切に維持していくために、堤防の変状や異常・損傷を早期に  
18 発見すること等を目的として、適切に堤防除草、点検、河川巡視等を行うとともに、  
19 河川巡視や水防活動等が円滑に行えるよう、管理用通路等を適切に維持  
20 管理する。また、点検、河川巡視や定期的及び大規模な出水後の縦横断測量調  
21 査等の実施により、堤防や護岸等の損傷等が把握された場合には、必要に応じ  
22 て所要の対策を講じていく。特に、樋門等の構造物周辺で沈下等が把握された  
23 場合には、空洞化の有無等について調査を行い、適切な補修を実施する。この  
24 ほか、堤防の機能に影響する植生について、調査・検討を進め、引き続き堤防  
25 の機能が維持されるよう努める。

#### 27 **(2) 河道の維持管理**

28 河道の機能を適切に維持していくため、適切に点検、河川巡視、測量等を行  
29 い、河道形状の把握に努める。

30 河道内の土砂堆積や樹林化の進行は、流下能力の低下や樋門等の排水機能の  
31 低下等の支障をきたすおそれがあるため、必要に応じて土砂の除去や樹木の伐  
32 採を実施する。その際、樹木等の採取希望者を一般公募する公募型樹木等採取

の試行や、民間事業者による河道掘削の代行を条件とした砂利採取を促進することにより、費用の縮減に努める。

また、霞堤を活用した遊水機能等を確保できるよう、河道を適切に維持管理する。

### (3) 橋門等の維持管理

橋門・橋管等の河川管理施設の機能を適切に維持していくために、洪水、津波、高潮等の際、必要な機能が発揮されるよう、適切に点検、河川巡視を行い、施設の状態把握に努め、必要に応じて補修・更新を行い長寿命化を図る。長寿命化による機能維持が困難な施設については、具体的な対策工法について検討を行い、改築・改良を実施する。

施設の操作については、操作規則等に基づき適切に実施する。これらの施設を操作する操作員の確保に努めるとともに、施設の機能や操作等について、必要に応じて講習会・訓練を実施する。洪水、津波、高潮等が発生した場合のバックアップ機能の強化や操作員等の安全確保、高齢化等による操作員のなり手不足に対応する観点から、橋門等の施設操作の遠隔化・自動化等の整備を必要に応じて実施する。

雨量観測所、水位観測所、水質観測所、河川監視用CCTVカメラ、光ファイバー等の施設については、これらが正常に機能するよう適切な維持管理を実施する。

これらの施設を通じて得られた情報を一元的に集約・整理することにより河川管理の効率化に努める。

河川防災ステーション等の施設については、河川防災ステーション整備計画に基づくなど、平常時は地方公共団体と連携し、適正な利用を促進するとともに、災害発生時に活用できるよう、適切に維持管理を実施する。

また、堤防に設置された階段、緩勾配坂路等の施設については、地方公共団体と連携し、利用者が安全・安心に使用できるよう努める。

表 5-7 維持管理（堤防）に係る施行の場所

| 河川名 | 施行の場所（延長(km)） |
|-----|---------------|
| 久慈川 | 84.1          |

平成31年3月現在

※支川の大蔵管理区間を含む。

※不必要区間を含まない。

表 5-8 維持管理（樋門）に係る施行の場所

| 種別  | 河川名 |               | 施工の場所           |         | 施設名       |
|-----|-----|---------------|-----------------|---------|-----------|
| 樋門等 | 久慈川 | 左岸            | 茨城県日立市留町        | 3.7k付近  | 留排水樋管     |
|     |     |               | 茨城県日立市下土木内町     | 6.0k付近  | 下土木内排水樋管  |
|     |     |               | 茨城県常陸太田市堅磐町     | 6.9k付近  | 境排水樋管     |
|     |     |               | 茨城県常陸太田市下河合町    | 10.7k付近 | 下河合樋管     |
|     |     |               | 茨城県常陸太田市栗原町     | 14.5k付近 | 栗原第三排水樋管  |
|     |     |               | 茨城県常陸太田市小島町     | 16.5k付近 | 小島排水樋管    |
|     |     |               | 茨城県常陸太田市松栄町     | 17.6k付近 | 松栄第一排水樋管  |
|     |     |               | 茨城県常陸太田市松栄町     | 18.4k付近 | 松栄排水樋管    |
|     |     |               | 茨城県常陸太田市新地町     | 20.6k付近 | 新地排水樋管    |
|     |     |               | 茨城県常陸太田市新地町     | 21.8k付近 | 新地第二排水樋管  |
|     |     |               | 茨城県常陸太田市花房町     | 22.6k付近 | 花房樋管      |
|     |     |               | 茨城県常陸大宮市辰ノ口     | 29.8k付近 | 辰ノ口樋管     |
|     |     |               | 茨城県常陸大宮市辰ノ口     | 30.5k付近 | 辰ノ口第二排水樋管 |
|     |     |               | 茨城県那珂郡東海村大字豊岡   | 2.0k付近  | 豊岡第一排水樋管  |
|     |     |               | 茨城県那珂郡東海村大字豊岡   | 2.6k付近  | 豊岡第二排水樋管  |
| 里川  | 右岸  | 茨城県那珂郡東海村大字竹瓦 | 茨城県那珂郡東海村大字竹瓦   | 4.4k付近  | 後川排水樋管    |
|     |     |               | 茨城県那珂郡東海村大字石神外宿 | 6.2k付近  | 外宿樋管      |
|     |     |               | 茨城県那珂市本米崎       | 7.1k付近  | 米崎樋管      |
|     |     |               | 茨城県那珂市本米崎       | 7.4k付近  | 神崎排水樋管    |
|     |     |               | 茨城県那珂市額田北郷      | 14.0k付近 | 北郷樋管      |
|     |     |               | 茨城県那珂市鹿島        | 18.2k付近 | 鹿島第2排水樋管  |
|     |     |               | 茨城県常陸大宮市上岩瀬     | 20.8k付近 | 岩瀬第一排水樋管  |
|     |     |               | 茨城県常陸大宮市上岩瀬     | 21.3k付近 | 岩瀬第二排水樋管  |
|     |     |               | 茨城県常陸大宮市根本      | 22.7k付近 | 根本排水樋管    |
|     |     |               | 茨城県常陸大宮市宇留野     | 23.7k付近 | 宇留野排水樋管   |
|     |     |               | 茨城県常陸太田市落合町     | -0.6k付近 | 落合樋管      |
|     |     |               | 茨城県常陸太田市内田町     | 0.6k付近  | 西小沢排水樋管   |
|     |     |               | 茨城県常陸太田市内田町     | 1.5k付近  | 内田排水樋管    |
|     |     |               | 茨城県常陸太田市内田町     | 2.6k付近  | 笊内排水樋管    |
| 山田川 | 右岸  | 茨城県常陸太田市谷河原町  | 茨城県常陸太田市谷河原町    | 0.3k付近  | 中淀排水樋管    |
|     |     |               | 茨城県常陸太田市谷河原町    | 0.7k付近  | 釜田排水樋管    |
|     |     |               | 茨城県常陸太田市磯部町     | 0.9k付近  | 渋江川排水樋管   |
|     |     |               | 茨城県常陸太田市磯部町     | 1.5k付近  | 中内田排水樋管   |
|     |     |               | 茨城県常陸太田市三才町     | 3.7k付近  | 水門排水樋管    |
|     |     |               | 茨城県常陸太田市三才町     | 4.6k付近  | 三才排水樋管    |
|     |     |               | 茨城県常陸太田市西宮町     | 5.0k付近  | 機初樋管      |
|     |     |               | 茨城県常陸太田市西宮町     | 5.6k付近  | 西宮第二樋管    |
|     |     |               | 茨城県常陸太田市西宮町     | 6.5k付近  | 西宮排水樋管    |
|     |     |               | 茨城県常陸太田市里野宮町    | 8.3k付近  | 佐都樋管      |
|     |     |               | 茨城県常陸太田市上河合町    | 0.5k付近  | 上河合排水樋管   |
|     |     |               | 茨城県常陸太田市上河合町    | 0.7k付近  | 古川排水樋管    |
|     |     |               | 茨城県常陸太田市藤田町     | 3.4k付近  | 藤田排水樋管    |
|     |     |               | 茨城県常陸太田市大里町     | 4.2k付近  | 大里排水樋管    |
| 2   | 左岸  | 茨城県常陸太田市大里町   | 茨城県常陸太田市大里町     | 5.1k付近  | 鹿島内排水樋管   |
|     |     |               | 茨城県常陸太田市芦間町     | 10.9k付近 | 新河原排水樋管   |
|     | 右岸  | 茨城県常陸太田市栗原町   | 茨城県常陸太田市栗原町     | 0.1k付近  | 栗原排水樋管    |
|     |     |               | 茨城県常陸太田市栗原町     | 0.3k付近  | 栗原第二樋管    |
|     |     |               | 茨城県常陸太田市栗原町     | 0.6k付近  | 生川樋管      |
|     |     |               | 茨城県常陸太田市藤田町     | 3.3k付近  | 若宮排水樋管    |
|     |     |               | 茨城県常陸太田市大方町     | 6.4k付近  | 大方排水樋管    |
|     |     |               | 茨城県常陸太田市高柿町     | 7.9k付近  | 高柿排水樋管    |

※今後、本表に示していない樋門を管理することとなった場合は、その施設が位置する場所においても施行する。

**表 5-9 維持管理（床固め）に係る施行の場所**

| 種別  | 河川名 | 施工の場所 |              |         | 施設名   |
|-----|-----|-------|--------------|---------|-------|
| 床止め | 久慈川 | 左岸    | 茨城県常陸太田市堅磐町  | 8.2k付近  | 四堰床固  |
|     |     | 右岸    | 茨城県那珂市額田東郷   |         |       |
|     |     | 左岸    | 茨城県常陸太田市下河合町 | 9.6k付近  | 有ヶ池床固 |
|     |     | 右岸    | 茨城県那珂市額田東郷   |         |       |
|     |     | 左岸    | 茨城県常陸太田市粟原町  | 14.1k付近 | 粟原床固  |
|     |     | 右岸    | 茨城県那珂市門部     |         |       |
|     | 里川  | 左岸    | 茨城県常陸太田市堅磐町  | -0.9k付近 | 堅磐床固  |
|     |     | 右岸    |              |         |       |
|     | 山田川 | 左岸    | 茨城県常陸太田市上河合町 | 0.2k付近  | 上河合床固 |
|     |     | 右岸    | 茨城県常陸太田市粟原町  |         |       |

2

※今後、本表に示していない床固めを管理することとなった場合は、その施設が位置する場所においても施行する。

5

#### (4) 許可工作物の機能の維持

橋梁や樋門等の許可工作物は、老朽化の進行等により機能や洪水時等の操作に支障が生じるおそれがあるため、施設管理者と合同で定期的に確認を行うことにより、施設の管理状況を把握し、定められた許可基準等に基づき適切に管理されるよう、施設管理者に対し改築等の指導を行う。

また、洪水、津波、高潮等の原因により、施設に重大な異常が発生した場合は、施設管理者に対し河川管理者への情報連絡を行うよう指導する。

13

#### (5) 不法行為に対する監督・指導

河川敷地において流水の疎通に支障のおそれがある不法な占用、耕作及び工作物の設置等の不法行為に対して適切な監督・指導を行う。

17

#### (6) 河川等における基礎的な調査・研究

治水、利水及び環境の観点から、河川を総合的に管理していくため、流域内の降雨量の観測、河川の水位・流量の観測、河川水質の調査等を継続して実施する。

また、観測精度を維持するため、日常の保守点検を実施するとともに、必要に応じて観測施設や観測手法の改善等を行う。

さらに、樹木の繁茂状況、河床の変化、河床材料等を必要に応じて調査し、河道内の樹木が洪水流下に与える水理的な特性等の調査・研究を推進する。そ

の成果は、具体的な工事や維持管理に活用するとともに、必要に応じて、河川整備計画の見直しに活用する。

地球温暖化に伴う気候変動の影響により、洪水等の外力が増大することが予測されていることを踏まえ、流域の降雨量、降雨の時間分布・地域分布、流量等についてモニタリングを実施し、経年的なデータの蓄積に努め、定期的に分析・評価を行う。

## (7) 洪水予報、水防警報等の発表

洪水予報河川において、気象庁と共同して洪水のおそれがあると認められるときは水位等の情報を関係県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、個別の氾濫ブロックについて危険となるタイミングをリアルタイムに把握するため、上流から下流まで連続して洪水危険度を表示し、水位の実況値や予測値をわかりやすく情報提供する「水害リスクライン」を導入するとともに、洪水予測の高度化を進める。

水位周知河川において、洪水特別警戒水位に達したときは、国土交通大臣は当該河川の水位等の情報を示し、その旨を関係県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求め、これを一般に周知する。

水防警報河川において、洪水によって災害が発生するおそれがあるときは、国土交通大臣は水防警報を発表し、その警報事項を関係県知事に通知する。また、平常時から水防に関する情報の共有及び連絡体制の確立が図れるよう、関係機関との連携を一層図る。

表 5-10 洪水予報河川

| 洪水予報河川* | 基準水位観測所              |
|---------|----------------------|
| 久慈川     | 富岡（常陸大宮市）<br>榦橋（日立市） |

\*洪水予報河川については、今後変更される場合がある。

1 表 5-11 水位周知河川

| 水位周知河川※ | 基準水位観測所     |
|---------|-------------|
| 里川      | 機初 (常陸太田市)  |
| 山田川     | 常井橋 (常陸太田市) |

2  
3 ※水位周知河川については、今後変更される場合がある。

4 表 5-12 水防警報河川

| 水防警報河川※ | 基準水位観測所                |
|---------|------------------------|
| 久慈川     | 富岡 (常陸大宮市)<br>榎橋 (日立市) |
| 里川      | 機初 (常陸太田市)             |
| 山田川     | 常井橋 (常陸太田市)            |

5  
6  
7 ※水防警報河川については、今後変更される場合がある。8  
9 **(8) 特定緊急水防活動**10 洪水、津波、高潮等による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防  
11 上緊急を要すると認めるときは、浸入した水を排除するなどの特定緊急水防活  
12 動を必要に応じて実施する。

13

14 **(9) 観測等の充実**15 雨量、水位等の観測データ、レーダ雨量計を活用した面的な雨量情報や河川  
16 監視用CCTVカメラによる映像情報を収集・把握し、適切な河川管理を行  
17 う。18 また、洪水時の危険度を把握するため、洪水時のリアルタイムな水位状況の  
19 把握に特化した水位計である「危機管理型水位計」及び「簡易型河川監視カメ  
20 ラ」を活用した監視体制の充実を図るとともに、施設の能力を上回る洪水等に  
21 対し、河川水位、河川流量等を確実に観測できるよう観測機器の充実を図る。22 泌濫発生を迅速に把握するため、越水・決壊を検知する機器類の開発等を進  
23 める。24 雨量情報及び水位情報、河川監視用CCTVカメラによる基準水位観測所等  
25 の主要地点の画像情報等について、光ファイバー網、インターネット及び携帯  
26 端末、地上デジタル放送（データ放送）等を積極的に活用し、わかりやすく、

かつ迅速に防災情報を提供する。また、従来から用いられてきた水位標識、半鐘、サイレン等の地域特性に応じた情報伝達手段についても、関係する地方公共団体と連携・協議して有効に活用する。

洪水による河川水位の上昇、高潮による海面水位の上昇等の現象の進行に応じて危険の切迫度が住民に伝わりやすくなるよう、これらの情報を早い段階から時系列で提供する。

また、光ファイバーケーブル網等を活用した関係機関ネットワークを構築し、リアルタイムでの情報共有を可能にするため、自治体との光ケーブル接続等を進める。

## (10) 排水ポンプ車の活用

樋門を通じて久慈川に流入する支川では、洪水、津波、高潮時に久慈川等への排水が困難となることがある。そのため、応急的な排水対策として、地方公共団体からの要請により排水ポンプ車を機動的に活用し、浸水被害の防止又は軽減を図る。

## (11) 堤防の決壊時の復旧対策

万一、堤防の決壊等の重大災害が発生した場合に備え、浸水被害の拡大を防止するための緊急的な災害復旧手順について事前に計画するとともに、氾濫水を速やかに排水するための対策等の強化に取組むため、必要な資機材の準備等、早期復旧に向けた体制の強化を図る。

また、平常時から、災害復旧に関する情報共有及び連絡体制の確立が図られるよう、地方公共団体、自衛隊、水防団、報道機関等の関係機関との連携を一層図る。

大規模水害時等においては、12市町村の災害対応全般にわたる機能が著しく低下するおそれがあるため、民間人材の活用も含めて TEC-FORCE (Technical Emergency Control FORCE : 緊急災害対策派遣隊) 等が実施する、災害発生直後からのUAV（強風時に情報収集が可能な全天候型ドローン）やレーザ計測などの遠隔・非接触計測技術等を活用した被害状況調査、排水ポンプ車による緊急排水等の支援、12市町村の支援体制の強化を行う。また、リエゾン等を地方公共団体へ派遣し情報の収集にあたる。

緊急排水作業の準備計画策定と排水ポンプ車操作等の排水訓練を実施する。

1 河川防災ステーション等の整備、必要な資機材等の確保、堤防天端道路の改  
2 良、水防倉庫の見直し等を進めていく。

3

#### 4 (12) 洪水氾濫に備えた社会全体での対応

5 近年の豪雨災害における逃げ遅れの発生等の課題に対処するために、行政・  
6 住民・企業等の各主体が水害リスクに関する知識と心構えを共有し、氾濫した  
7 場合でも被害の軽減を図るための、避難や水防等の事前の計画、体制、施設に  
8 よる対応が備えられた社会を構築していく。

9 また、平成28年6月3日に設立した「久慈川・那珂川流域における減災対策  
10 協議会」の場の活用等により、地域の実情を踏まえつつ、茨城県沿川の6市町  
11 村、公共交通事業者、マスメディア等と連携し、住民の避難を促すためのソフ  
12 ト対策として、各種タイムライン（防災行動計画）の整備とこれに基づく訓練  
13 の実施、地域住民等も参加する危険箇所の共同点検の実施、メディアの特性を  
14 活用した情報の伝達方策の充実、防災施設の機能に関する情報提供の充実など  
15 を進めていく。

16 浸水想定区域内にある地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等であって  
17 市町村地域防災計画に記載された施設の所有者又は管理者が、避難確保・浸水  
18 防止計画、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織  
19 の設置等をする際に、技術的支援を行い、地域水防力の向上を図る。

20

#### 21 1) 水害記録の伝承

22 関係機関と連携し、流域に残る水害の記録や遺構を掘り起こし、その教訓な  
23 どを後世に伝承することにより、地域防災力の向上を図る。

24

#### 25 2) 市・村による避難勧告等の適切な発令の促進

26 重要水防箇所等の洪水に対しリスクが高い区間について、市・村、水防団、  
27 自治会等との共同点検を確実に実施する。実施に当たっては、当該箇所における  
28 泛濫シミュレーションを明示する等、各箇所の危険性を共有できるよう工夫  
29 する。

30 また、避難勧告等の発令範囲の決定に資するため、堤防の想定決壊地点ごと  
31 に氾濫が拡大していく状況が時系列でわかる氾濫シミュレーションを市・村に  
32 提供するとともに、ホームページ等で公表する。

さらに、洪水氾濫の切迫度や危険度を的確に把握できるよう、洪水に対しリスクが高い区間における水位計やライブカメラの設置等を行うとともに、上流部の水位観測所の水位等も含む水位情報やリアルタイムの映像を市・村と共有するための情報基盤の整備を行う。避難に関する計画が、河川管理者等が行う洪水時における水位等の防災情報を十分に活用したものとなっていないことを踏まえ、広域避難も視野に入れ、「久慈川・那珂川水防連絡会」や「減災対策協議会」等の仕組みを活用し、自治体へ情報提供等を行うホットライン等の構築を図るとともに、避難勧告の発令に着目したタイムライン（防災行動計画）の策定・改善を行う。

また、自治体に対し、避難勧告等に関するタイミングや範囲、避難場所等、避難に関する計画について適切に定めることが出来るよう技術的な支援を行う。

### 3) 住民等の主体的な避難等の促進

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、氾濫による被害の軽減を図るため、想定される最大規模の洪水等が発生した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、公表する。

公表するに当たっては、多様な主体が水害リスクに関する情報を多様な方法で提供することが可能となるよう、洪水浸水想定区域に関するデータ等のオープン化を図るとともに、水防管理者が浸水被害軽減地区を指定しようとする場合には、必要な情報提供・助言等を行う。

また、堤防の決壊により家屋が倒壊・流失するような激しい氾濫流等が発生するおそれが高い区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を公表する。引き続き、市・村と連携し住民への周知を徹底する。

洪水時に住民等が的確なタイミングで適切な避難を決断できるよう、住民一人一人の防災行動をあらかじめ定めるマイ・タイムラインの普及促進が推進されるように支援する。住民等の避難促進のため、堤防等の施設の機能や効果だけでなく、施設能力を上回る外力が発生した際の被害の状況も周知する。

スマートフォン等を活用した洪水情報をプッシュ型で直接住民に情報提供するためのシステムについて、双方向性と情報の充実も考慮して整備に努めるとともに、従来から用いられてきた水位標識、半鐘、サイレン等の地域特性に応

じた情報伝達手段についても、関係する地方公共団体と連携・協議して有効に活用する。

さらに、すべての自治体で、洪水ハザードマップが逐次更新され、住民等に十分認知、理解されるよう、支援していく。

#### 4) 防災教育や防災知識の普及

学校教育現場における防災教育の取組を推進するために、年間指導計画や板書計画の作成に資する情報を教育委員会等に提供するなど支援するとともに、住民が日頃から河川との関わりを持ち、親しんでもらうことで防災知識の普及を図るために、河川協力団体等による河川環境の保全活動や防災知識の普及啓発活動等の支援に努める。

#### 5) 的確な水防活動の促進

堤防の漏水や河岸侵食に対する危険度判定等を踏まえて、重要水防箇所を設定し、水防管理者等に提示するとともに、危険箇所において、必要に応じて河川監視用CCTVや危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラを設置し、危険箇所の洪水時の情報を水防管理者にリアルタイムで提供していく。

また、水防活動の重点化・効率化に資するため、堤防の縦断方向の連続的な高さについてより詳細に把握するための調査を行い、越水に関するリスクが特に高い箇所を特定し、水防管理者等と共有を図る。さらに、氾濫発生を迅速に把握するため、越水・決壊を検知する機器類の開発等を進める。

さらに、水防資機材の備蓄、水防工法の普及、水防訓練の実施等を関係機関と連携して行うとともに、平常時からの関係機関との情報共有と連携体制を構築するため、水防協議会等を通じて重要水防箇所の周知、情報連絡体制の確立、防災情報の普及を図る。

なお、水防活動が行われる際には、水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮する。

水防団員の減少、高齢化に伴い人手不足も懸念されることから、水防協力団体制度や地区防災計画制度の活用を提案し、自主防災組織や企業等の参画を図る。

1           **6) 水害リスク情報の発信**

2           開発業者や宅地の購入予定者等が、土地の水害リスクを容易に認識できるよう  
3           にするため、現在住宅地を中心に行われている堤内地における想定浸水深の表示  
4           について、住宅地以外への拡大を図る。

5           また、不動産関係団体への水害リスク情報の提供と周知協力の推進を進めてい  
6           く。

7           **7) 土地利用・住まい方の工夫等のまちづくりと一体となった対策**

9           これまで洪水を河道からあふれさせない河川対策を進めてきたが、近年頻発化  
10          する水害に対して、被害の軽減を図るためににはこれまでの対策に加え、多重防御  
11          治水の視点から土地利用・住まい方の工夫も必要となる。

12          このような状況を踏まえ、浸水が想定される区域において土地利用を制限する  
13          等の対策を推進するために、関係機関に必要な支援を行う。

14           **5.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項**

16          河川水の利用については、日頃から関係水利使用者等との情報交換に努め、また、  
17          水利権の更新時には、水利の実態に合わせた見直しを適正に行う。さらに、エネルギー  
18          としての活用を推進するために、小水力発電事業者と関係機関との情報共有を  
19          進める等により小水力発電プロジェクトの形成を支援する。

20          流水の正常な機能を維持するため必要な流量を定めた地点等において必要な流  
21          量を確保するため、流域の雨量、河川流量、取水量等を監視する。

22          渇水対策が必要となる場合は、関係水利使用者等で構成する「久慈川渇水調整協  
23          議会」等を通じ、関係水利使用者による円滑な調整が行われるよう、情報提供に努  
24          め、適切に低水管理を行うとともに必要に応じて、水利使用の調整に関してあっせ  
25          ん又は調停を行う。

26          また、塩分遡上の状況については調査を継続し、その特性を明らかにするとと  
27          もに、関係機関との情報共有並びに連携の下、利水への対応について必要な調整  
28          に努める。

29           **5.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項**

31          河川環境の維持については、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、河川  
32          利用等に配慮する。また、環境教育の支援や不法投棄対策等を実施していく。

1       **(1) 水質の保全**

2           良好な水質を維持するため、水質の状況を把握するとともに、水生生物調査や  
3           「河川水質管理の指標」による水質の評価等を実施し、必要に応じ水質改善に向  
4           けた取組を行う。

5           また、関係機関との情報共有・情報伝達体制を活用し、水質事故に備えた訓練  
6           及び必要資材の備蓄を行うとともに、状況に応じて既存の河川管理施設の有効活  
7           用を行い、水質事故時における被害の最小化を図る。

8       **(2) 自然環境の保全と再生**

9           汽水域、河原固有の植物や鳥類等が生息・繁殖する砂礫河原などの良好な自然  
10          環境の維持を図るため、「河川水辺の国勢調査」等により、河川環境の実態を定期  
11          的、継続的、統一的に把握するなど、基礎情報の収集・整理を実施する。調査結  
12          果については、動植物の生息・生育・繁殖環境等の基礎情報として活用するとともに、市民団体、学識経験者、関係機関が有する環境情報等と合わせて情報の共  
13          有化を図り、河川整備等の実施時に活用する。

14           また、シナダレスズメガヤ等の外来植物への対応については、河川管理上、自  
15          然環境上支障がある場合は、必要に応じて学識経験者等の専門家の意見を聴きな  
16          がら、関係機関や地域住民と連携し、必要に応じ防除等の対策を実施する。

17           さらに、魚類等の遡上・降下環境の確保において、横断工作物に設置した魚道  
18          の機能について、引き続き状況を調査確認し、機能の保持に努める。

19       **(3) 河川空間の適正な利用**

20           久慈川の自然環境の保全と秩序ある河川利用の促進を図るため、河川環境の特  
21          性に配慮した管理を実施する。

22           また、既存の親水施設、坂路や階段等についても、地域住民や沿川の地方公共  
23          団体と一緒に、安全・安心な利用ができるよう改善を図る。

24           久慈川は、アユが多く生息する川としてよく知られ、アユ釣りや伝統漁法である観光用の「やな」などに多くの人が訪れていることから、漁場としての河川利  
25          用に配慮する。

26           さらに、久慈川では水面利用があり、地域の歴史・文化、河川環境を考慮しな  
27          がら、安全で秩序ある河岸周辺や水面の利用を図る。

1           **(4) 景観の保全**

2           久慈川の自然・歴史・文化・生活が織りなす特徴ある河川環境、河川景観は「茨  
3           城県北地域」の重要な構成要素となっていることから、関係機関と連携を図り、  
4           保全・継承に努める。

5           久慈川の河岸の竹林は、水害防備林として位置づけられている箇所があり、久  
6           慈川の特徴的かつ歴史的な景観の構成要素となっている。近年では、その範囲が  
7           拡大しているため、土地の利用状況や自然環境に鑑み、治水に影響のない範囲で  
8           伐採するなど、適切に保全に努める。

9

10          **(5) 環境教育の推進**

11          人と自然との共生のための行動意欲の向上や環境問題を解決する能力の育成  
12          を図るため、環境教育や自然体験活動等への取組について、市民団体、地域の  
13          教育委員会や学校等、関係機関と連携し、推進していく。

14          また、河川の魅力や洪水時等における水難事故等の危険性を伝え、安全で楽  
15          しく河川に親しむための正しい知識と豊かな経験を持つ指導者の育成を支援す  
16          る。

17

18          **(6) 不法投棄対策**

19          テレビ、冷蔵庫等の大型ゴミや家庭ゴミの不法投棄が多いため地域住民等の参  
20          加による河川の美化・清掃活動を沿川地方公共団体と連携して実施し、河川美化  
21          の意識向上を図る。また、地域住民やN P O等と連携・協働した河川管理を実施  
22          することで、ゴミの不法投棄対策に取り組む。

23

24          **(7) 不法係留船対策**

25          久慈川における不法係留船や不法係留施設は、洪水時に流失することにより河  
26          川管理施設等の損傷の原因となったり、河川工事において支障となるばかりでな  
27          く、河川の景観を損ねる等、河川管理上の支障となっているため、不法係留船、  
28          不法係留施設に対する対策を、地方公共団体、地域住民及び水面利用者等と連携  
29          して推進していく。具体的な対策としては、状況の把握、警告看板の設置や指導  
30          を適切に行い、また悪質な場合等、河川管理上著しい支障がある場合は、必要に  
31          応じ行政代執行による強制排除等を実施し、秩序ある水面利用を図る。

## 1 6. その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項

## 6.1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理

3 都市化に伴う洪水流量の増大、河川水質の悪化、湧水の枯渇等による河川水量の減  
4 少、流出土砂量の変化等に対し、水循環基本法の理念を踏まえながら、河川のみなら  
5 ず、源流から河口までの流域全体を視野に入れた総合的な河川管理が必要である。

また、雨水を一時貯留するという水田の機能の保全と向上や主に森林土壤の働きにより雨水を地中に浸透させ、ゆっくり流出させるという森林や水源林の機能の保全について、関係機関と連携しつつ、推進を図る努力を継続する。

9 なお、総合的な土砂管理の観点から、流域における土砂移動に関する調査、研究に  
10 取り組むとともに、河道の著しい侵食や堆積が生じないよう安定した河道の維持に努  
11 める。

12

久慈川水系において、河川管理者である国土交通省並びにダム管理者及び関係利害者は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づいた「久慈川水系治水協定」により、河川について水害の発生の防止等が図られるよう同水系で運用されているダム（竜神ダム（茨城県））の洪水調節機能強化を推進する

### 6.3 流域全体で取組む対策

20 気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の  
21 取組だけでなく、流域に関わる関係機関が、主体的に取組む社会を構築する必要があ  
22 る。

そのため、流域全体での浸水被害の軽減に向け、久慈川流域の特性に応じて、河川への流出抑制に関する対策などの流域全体での取組みを促進するため、流域内の関係機関との連携を図る。

## 27 6.4 地域住民、関係機関との連携・協働

久慈川における地方公共団体や地域の教育委員会、学校、ボランティア団体、民間企業等との連携・支援を積極的に図り、河川協力団体、地域住民、関係機関及び民間企業等と一体となった協働作業による河川整備・管理を推進する。

## 1      **6.5 治水技術の伝承の取組**

2      これまでの川と人の長い歴史を振り返り、先人の智恵に学ぶことが肝要なことか  
3      ら、これまでの治水技術について整理し、保存や記録に努めるとともに、霞堤等の  
4      減災効果のあるものについては地域と認識の共有を図り、施設管理者の協力を得な  
5      がら、施設の保全及び治水技術の伝承に取り組む。

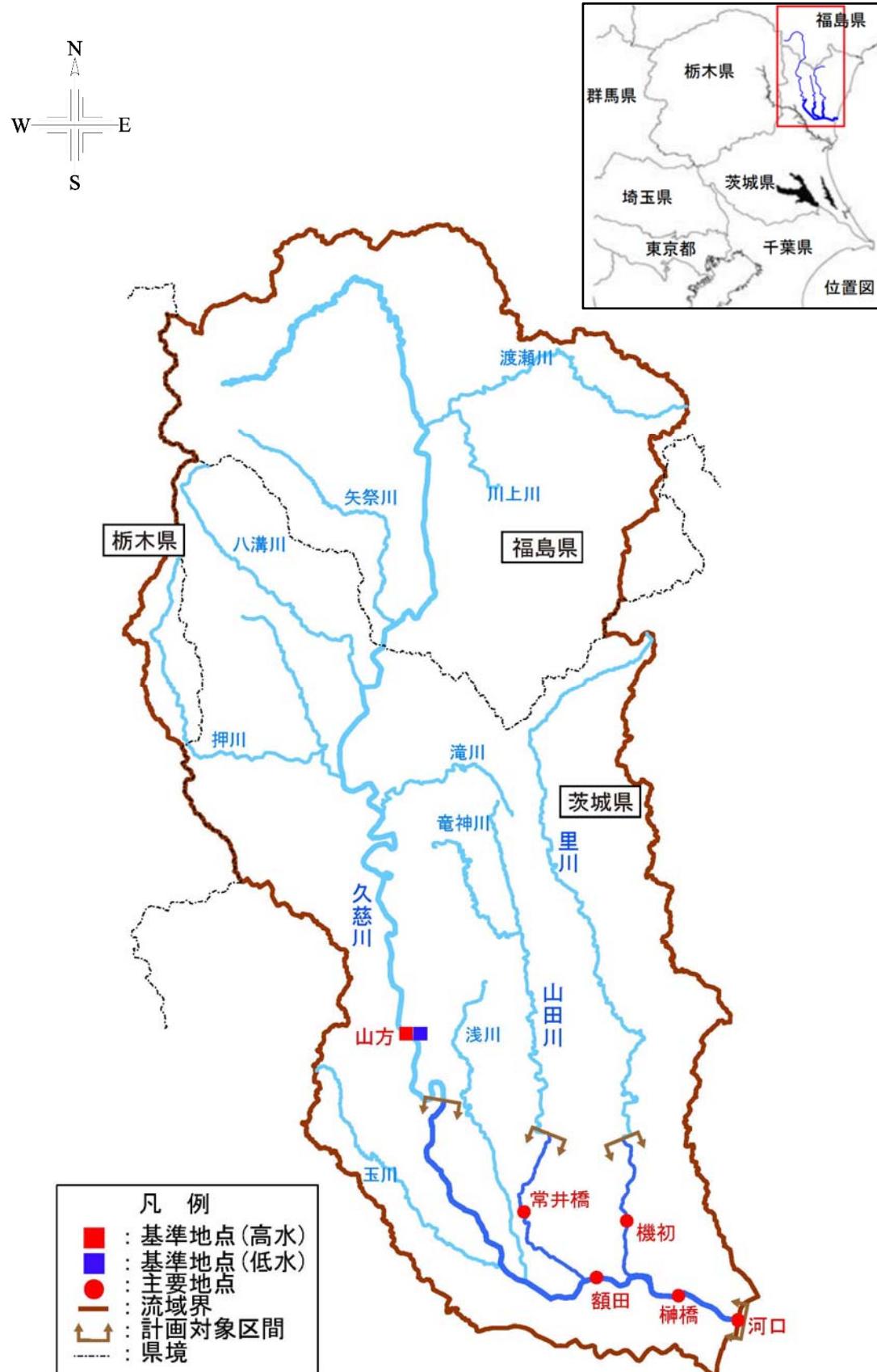
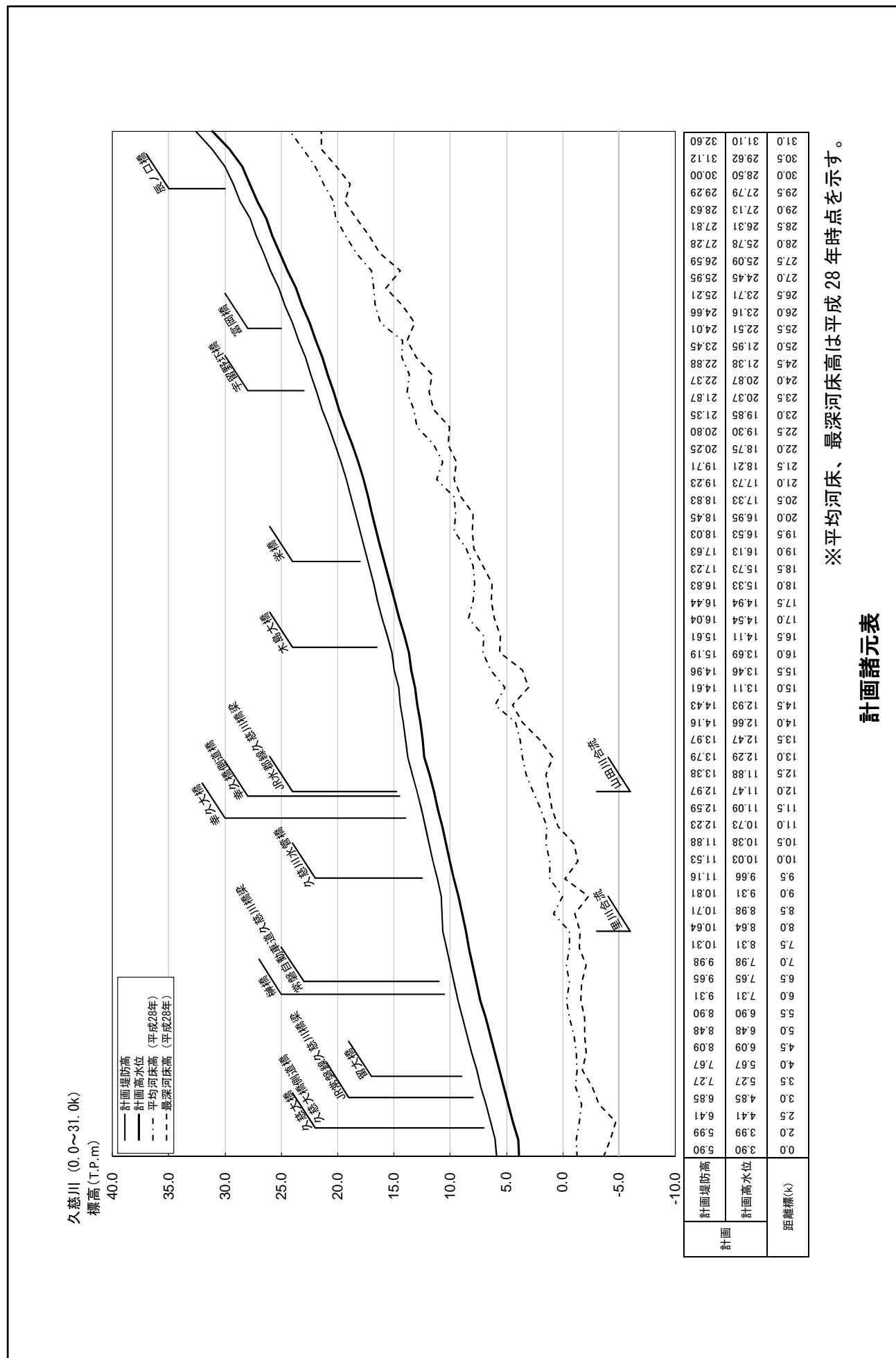


図 計画対象区間

## 附図 1 計画諸元表

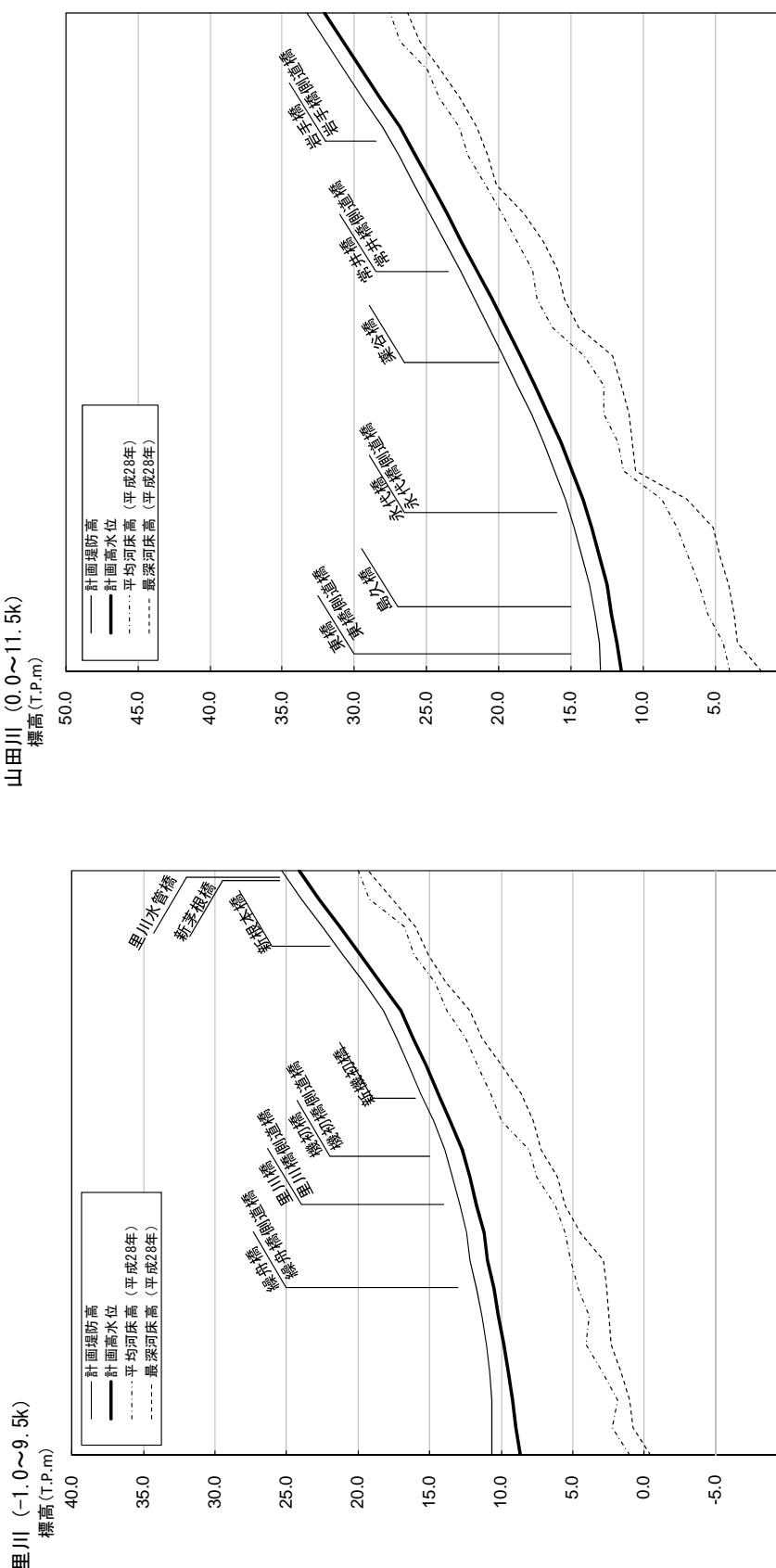


計画諸元表

図 1-1

## 計画諸元表

※平均河床、最深河床高は平成28年時点を示す。

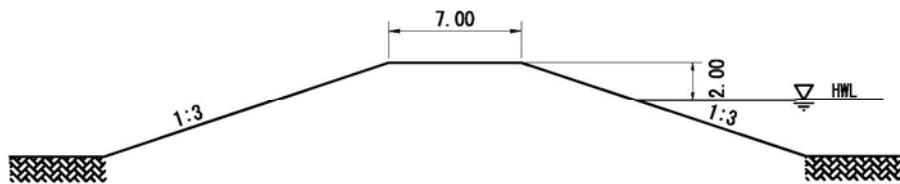


附図 1-2

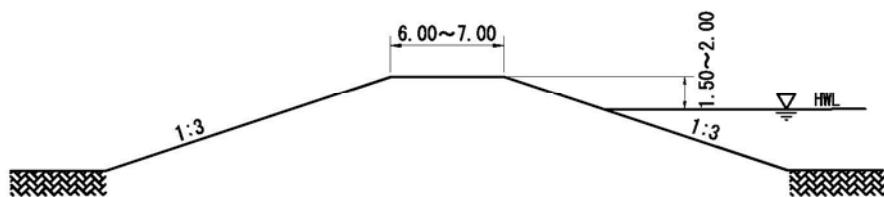
## 附図 2 堤防断面形状図

S= 1 : 400

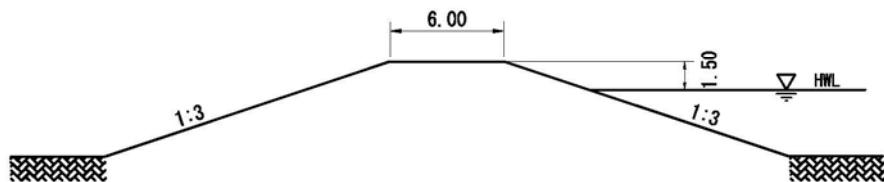
①久慈川 (0.0k~8.0k)



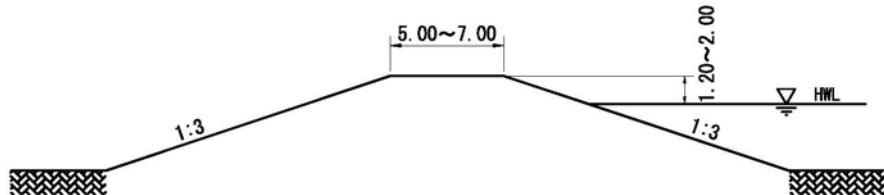
②久慈川 (8.0k~9.0k)



③久慈川 (9.0k~31.0k)



④里川 (-1.0k~1.0k)

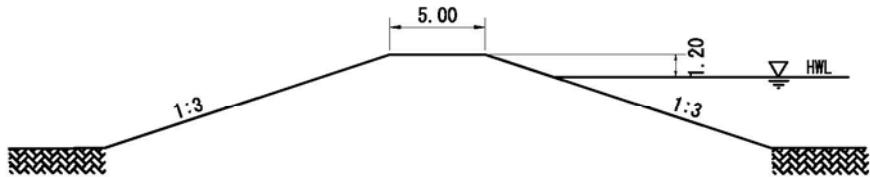


※各河川（区間）における堤防の標準構造を示しています。

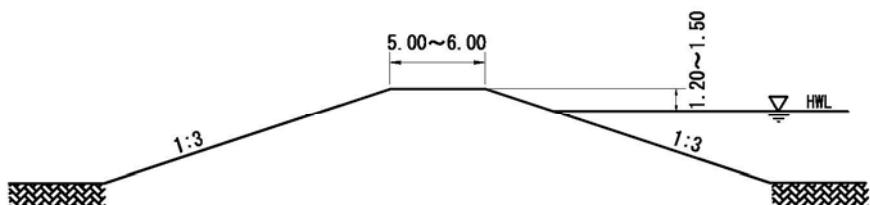
※流水の作用から堤防を保護する必要がある区間については必要に応じて護岸等を設置します。

※堤防の浸透対策については、工法を選定し必要に応じた対策を行います。

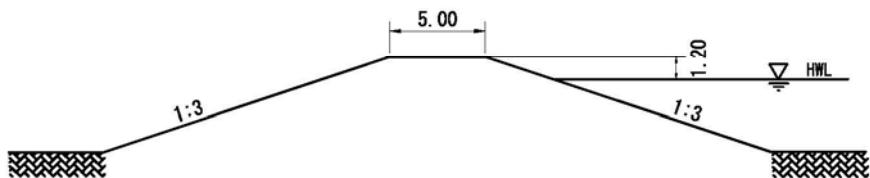
⑤里川 (1.0k~9.5k)



⑥山田川 (0.0k~0.5k)



⑦山田川 (0.5k~11.5k)



※各河川（区間）における堤防の標準構造を示しています。

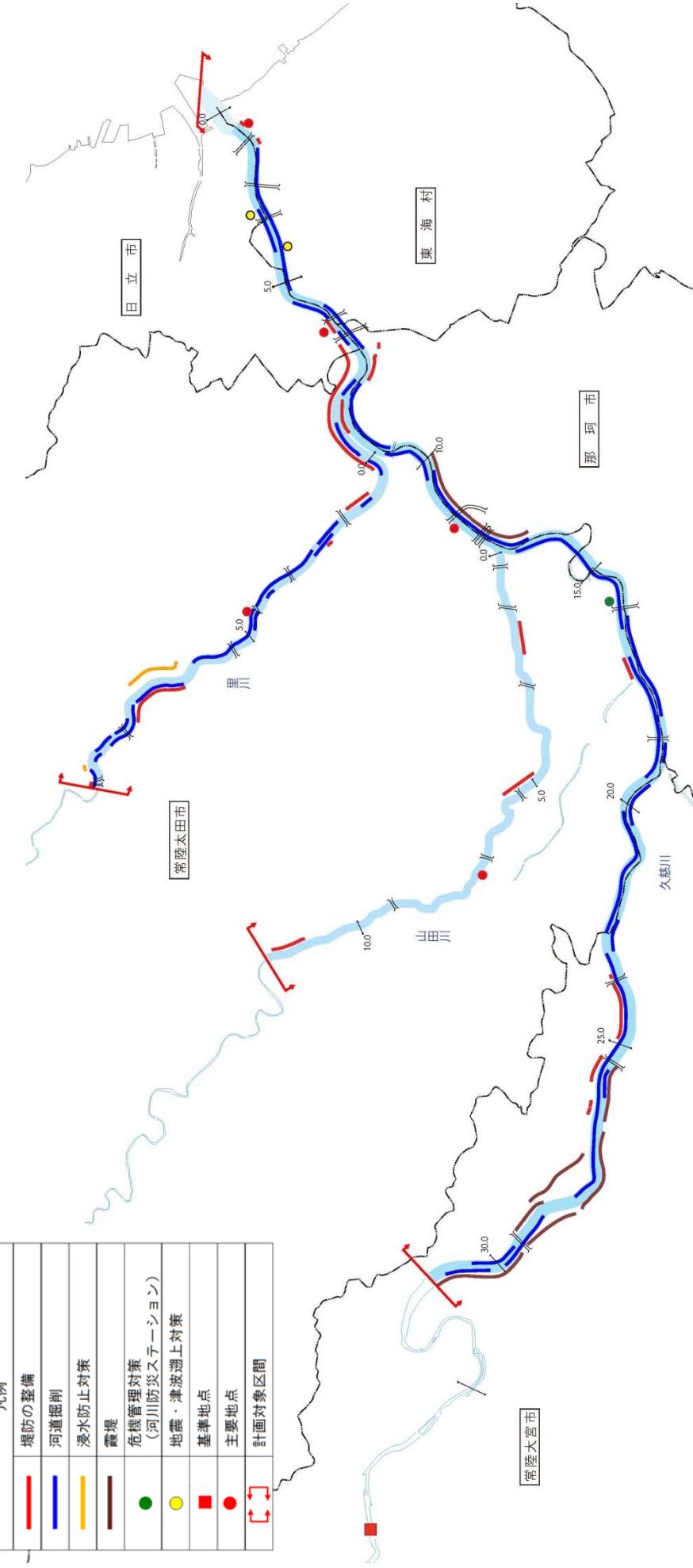
※流水の作用から堤防を保護する必要がある区間については必要に応じて護岸等を設置します。

※堤防の浸透対策については、工法を選定し必要に応じた対策を行います。

### 附図 3 洪水対策等に関する施行の場所

## 洪水対策等に関する実施の場所【久慈川】

| 凡例 |              |
|----|--------------|
|    | 堤防の整備        |
|    | 河道掘削         |
|    | 浸水防止対策       |
|    | 電堤           |
|    | (河川防災ステーション) |
|    | 地震・津波避上対策    |
|    | 危機管理対策       |
|    | 基準地点         |
|    | 主要地点         |
|    | 計画対象区間       |



附図 3-1

※今後の状況の変化等により必要に応じて本図に示していない場所においても施行することがある。